

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (21 . 1 定)			
日 時	平成 2 1 年 3 月 5 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、菊地副委員長、秋元・吹田・高橋・佐藤・佐々木・ 北野・横田 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長</p> <p style="padding-left: 2em;">署名員</p> <p style="padding-left: 2em;">署名員</p> <p style="text-align: center; margin-top: 2em;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました前田でございます。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力をいたす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には菊地委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、吹田委員、高橋委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

定額給付金について

2月25日の市長提案説明の折に、定額給付金事業についてお尋ねしました。市長から御答弁をいただいた内容に基づいて、事務手続について、さらに何点かお尋ねしたいと思っておりますので、まとめて4点お尋ねします。

まず、1点目ですが、2月1日の住民基本台帳登録を基に給付リストを作成するとおっしゃっていましたが、この3月、4月、住民の異動が激しく行われる時期ですけれども、転入・転出の市民への対応はどのようなのかということについて1点。

2点目に、窓口申請ですけれども、受付時間や窓口の場所はどうなるのかという点について。

3点目に、市民周知にかかる費用は事務費で賄われるのか。

それと、申請時期や申請場所というのは特定されるのか。

この4点についてお伺いいたします。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

委員から、今、定額給付金の事務手続につきましての御質問がございましたが、まずは2月1日の基準日にいた世帯が、3月、4月に異動が激しい時期ということでございますので、転出した場合どうするかという御質問ですけれども、これは2月1日にいればそれが基準日ですので、あくまでも小樽市から支給することになりまして、住民登録の転出先のほうにこちらから郵送いたします。それで、市外に行きましても、世帯主の方の口座振り込みという対応ができますので、遠隔地におりましても振り込みには問題がないというふうに考えております。

それから、窓口申請の場所や時間ということですが、一応今のところ、まだそれは検討しているところなのですが、最初送りました当初は非常に込むことから、それから内容の説明も求められたりすると思っておりますので、説明会場みたいなものをつくるということと、それから銭函ですとか塩谷のサービスセンター、そういったところでも対応できるようにということを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、市民周知の部分に事務費を使うのかという御質問かと思っておりますけれども、その部分、市民周知につきましても、広報にピラを折り込むとか、広報に載せるとか、それから実際の申請書を送るときに周知の文書を入れるとか、それからいろいろな周知の方法があるかと思っておりますけれども、そういったものについても事務費で支出し

ていいということになっております。

それから、6 か月間の申請期間ということでございますけれども、申請方式は郵送申請で口座振り込み、窓口申請で口座振り込み、それから窓口申請で現金受領という3方式がありまして、一応窓口に来た場合、すぐその場で支払はできないので、後日になるのですけれども、その3点の方式で受付期間をずらすことはできるということで国の指導はあるのですけれども、一番早い受付日から6か月が申請の期限というふうに国のほうから来ております。

北野委員

旧板谷邸隣接地のマンション建設について

最初に、旧板谷邸を新たに買い取った方がその隣接地も買い取っておられるということで、旧板谷邸の隣接地にマンションが建設されるということが堺町かいわいでも大変問題になっているようですが、この計画について市がつかんでいる内容について、まず詳しく説明をしてください。

（建設）まちづくり推進室主幹

旧板谷邸の隣接地に計画されているマンションについてでございますが、現在、建て主の方あるいは設計事務所の方と事前協議を行っております、その中でお話を聞いているのは、計画しているのは賃貸マンション52戸ということであります。建物につきましては、9階建てで高さが24.95メートルということでお聞きしております。

（「それだけですか。つかんでいるのは」と呼ぶ者あり）

マンションの計画という部分では、基本的にそういう情報です。実際に着工する時期については、夏ごろということで、はっきりはしていないようです。現在の情報としてはそのぐらいです。

北野委員

旧板谷邸そのものではありませんけれども、隣接地ですし、マンション専門の不動産会社ですから、やがて旧板谷邸も取り壊されてマンションにされるのではないかということに対して、話だけを聞いて、旧板谷邸は歴史的建造物として指定されているわけですが、そういうこともお話しして取りやめるようにということは言っていないのですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

当時、登録歴史的建造物だったのですけれども、登録が抹消されて新たに今のオーナーが取得したという経緯ありますけれども、そのときにもそのオーナーにお願いしまして、何とかその指定を受けてもらいたいということで、経過についても一定の御理解をいただいて最終的には指定をしていただいたという経緯がありますので、今いろいろと協議をさせていただいている中では、この旧板谷邸の指定を解除して何かをつくるといった話には基本的にはなっておりません。また、旧板谷邸と隣接しているということもあって、今の計画を取りやめられないかというお話かと思えますけれども、今、事前協議の中で、いきなりそれを取りやめるという話にはなかなかならないというふうに思っています、私どものほうとしましては、そのオーナーの方と何とか景観上といいますか、場所的にも特別景観形成地区にも近いこともありますし、堺町の今の観光地にも近いということもありますので、何とかそういったところに配慮して、建物の計画をいろいろな形で見直していただけるように話をさせていただいているということでございます。

北野委員

この問題については、道道臨港線に面している青山を建てると同じ姿勢なのです、あなた方の姿勢は、このままだとやられてしまうのではないかと心配があるのです。それで、旧板谷邸そのものではないにしても、やがてはという心配もあるわけですから、しかもそういう歴史的に貴重な建物の横にマンションというのはいかがかという声もあるわけですから、これについて市長は今後どう対応されるか、基本的見解をお聞かせいただきたい。

建設部長

今、まちづくり推進室主幹のほうから答弁いたしましたように、まずはオーナー、さらには設計事務所のほうと
要は歴史的建造物に隣接する用地であるので、配慮した中で計画を見直してほしいという交渉を継続してございま
す。そういう中で、その所有者とすれば建物を建てる権利というのは当然ありますので、私どもとしては、やはり
景観を意識した中で制限という相矛盾した中で動いています。私どもとして、粘り強くこれまでもやってきたよう
に継続してお願いをしていくというふうには考えてございます。

北野委員

市長は答弁ないのですね。では、この問題については後日改めて質問することといたします。

市立病院改革プランについて

次に、市立病院改革プランについて訪ねます。

30ページ、31ページの収支計画にかかわって訪ねますが、収支計画では平成20年度の途中で退職した医師3人を
補充して21年度は医師数47人で行くという計画になっているように見えますが、それで間違いはありませんか。

（樽病）事務局次長

そのとおりでございます。

北野委員

本会議で私は平成20年度の途中で退職した3人の補充はどうなっているのかということについて聞いたので
すが、もう一度説明をしてください。

（樽病）事務局次長

この医師3人の補充のめどでございますが、1月の市立病院調査特別委員会でも小樽病院長のほうからも答弁し
ておりますが、皮膚科については派遣医によって外来診療を継続するめどがついております。内科の医師2名につ
きましては、現在、鋭意努力しているところでございますが、内科の医師1名、具体的な話も進んでいるところ
でございます。

北野委員

その4月からの話なのですが、平成21年4月からのスタートに当たって医師の補充ができないとすれば、21年度
の医業収益にマイナスの影響が出ることは疑いありませんが、具体的には金額等でどういう影響が出ますか。

（樽病）事務局次長

これは、昨年9月末に皮膚科の医師、内科の医師が退職したときに、その後試算したところによりますと、皮膚
科については今申しましたとおり、昨年の上半期もあまり入院の患者は多くないので、現在、外来診療が継続でき
るということではあまり影響はないかと思えます。

ただ、内科の医師につきましては、以前いた呼吸器の医師2人の影響というのは、半年ベースで約2億円、2人
ですので、1年間を通じますと収支で大体4億円程度の影響があるかというように試算をしたところでございます。

（「21年度もそのくらい出るということかい」と呼ぶ者あり）

平成21年度はどのような形になるかわかりませんが、20年度の呼吸器の医師2名の影響がそっくりそのまま出る
とすれば、先ほど申しました4億円の収支悪化という影響があると見込んでおります。

北野委員

私の質問に市長は後段、「今後も常勤医の確保のほか、さまざまな方法により診療体制の確保をしてみたい」
というふうに答弁しているのですが、ちょっと意味が具体的に読み取れないので、この市長が後段に答えた意味は
どういうことですか。病院のほうから教えてください。

（樽病）事務局長

先ほどの後段の答弁の中の「今後も常勤医の確保のほか、さまざまな方法により」というところなのですけれど

も、実は皆さんもいろいろな病院に行かれて気がつかれると思うのですけれども、今どこの病院も常勤医のみによって運営するということが全然できない状況です。外来等の予定表を見てもらうと、ほとんどの病院で週 1 回で非常勤の医師が入ってきたり、派遣医が入ってきたりして、そういう意味では現在の市立小樽病院も糖尿病とか血液等の関係は出張医でやっておりますし、実はなかなかわからないところですけども、手術の応援というのはかなり受けてやっているところがあります。あと、1 人診療科についてはその医師がどうしてもあけなければならないときの応援とか、そういうものを全部受けてやっていくとかありますので、不足する部分はそういうふうにして実質的な確保をしていきたいということと、もう一つ今後大きな流れになると考えていますのは、並木教授もおっしゃっていますけれども、どこの病院に、例えば小樽の A 病院に 2 人、B 病院に 3 人というような配置はなかなかできなくなるということで、小樽の医師として 5 人を出すと。それをその病院間で必要なときに応援体制をとりながらやるというようなことも今後は出てくるのかと思います。そういう中で、なかなか常勤医だけですべてを賄うということができない状況の中では、いろいろな方法をとって実質的な診療を確保していきたい、そういうことでの答弁を申し上げたところでございます。

北野委員

結局ほかの診療科目で今おっしゃったようなことをやって収益を上げるというふう聞こえるのです。そういうことでいいですね。

そうすると、補充がつかない 2 人の内科の医師の不足分を、収益で言えばどの程度補えると想定していますか。

（樽病）事務局次長

その時々医師の体制にもよりますので、金額でどの程度ということはなかなか言えません。ただ、仮に不足が出たとすれば、先ほど私が申しましたように、4 億円というような大きな金額になると大変でございますので、それは支出も含めて収支の改善を少しでも行うような穴埋めをしたいということです。

また、診療科で言いますと、先ほど事務局長が答弁をしたほかに、新たな診療報酬を取得するとか、例えば今回 CT を入れ替えますが、この CT によって画像診断料を増やすとか、薬の院内での指導体制をとりながら、そういうところでも診療報酬を引き上げるとか、そういうような努力をしたいということでございます。

北野委員

そういう努力をしても、仮に補充がつかなかった場合、不足する 2 人の医師の落ち込み分は到底回復されないということですね。

そこで、伺いますが、改革プランの 30 ページ、一般会計による経費負担と繰出し基準について、31 ページの収支計画にも触れて、できるだけわかりやすく解説してください。

（樽病）事務局次長

改革プランの 30 ページは、今回改革プランをつくるに当たって、一般会計と病院の経費負担、一般会計がどの項目にどういう負担をするかを整理したものでございます。お手元がない方もいらっしゃると思いますが、一つ目、30 ページの内容を見ますと、医業収益で救急医療確保に要する経費ということで、平成 20 年度であれば、両病院合わせて 2 億 2,800 万円という数字を置いておりますが、この数字は北野委員がおっしゃいました 31 ページで言えば、医業収益の中の其他会計負担金 2 億 2,800 万円というふう置いていただいております。それから、医業外収益には企業債利息から結核、精神、小児、高度医療等々項目を載せておりますが、これらのものについては 31 ページで言えば、医業外収益の他会計負担金・補助金の内数として入っております。それから、付帯事業収益で看護師養成所運営費ということで、高等看護学院の収支不足に係る部分を入れておりますが、これも今申しました医業外収益の他会計負担金・補助金の内数として入っているものでございます。それから、資本金収入で企業債元金、建設改良経費ということで置いていただいておりますが、32 ページの資本金の収入、他会計出資金の欄に計上されているものでございます。これが基本的な繰出金でございます。

それから、財政支援に係る繰出金として医業外収益のところは20年度であれば1億8,000万円とありますが、これも先ほど申しました他会計負担金・補助金の内数として入っているものでございます。

それから、特別利益ということで不良債務解消と特例債元金でございますが、この補助金につきましては、31ページのほうでいきますと、経常損益の下にあります特別損益の特別利益の欄に計上されているものでございます。

北野委員

それで、この収益的収支の収支計画で見ますと、経常損益の（C）、（A）-（B）は、平成18年度が4億7,600万円、以下同じように19年度は2億7,100万円、20年度は3億5,100万円というふうに減っていることなのですが、21年度は同じように計算しますと、2,100万円だけ減っているのですが、この理由は何ですか。

（樽病）事務局次長

まず、平成19年度と20年度の差につきましては、先ほど申しました他会計負担金・補助金の繰出金が19年度9億9,300万円だったものが、8億1,200万円ということで減ることによる減もありますが、19年度に86億円あった医業収益が20年度は医師の不足によって81億円に減るということでございます。

それから、21年度は20年度に比べて改善しておりますが、これの一番大きな原因としては、21年度の医業収益は医師が戻るという計算で20年度の81億2,700万円が21年度は85億円で見ている、ここが一番大きな影響だと思います。

北野委員

要するに、この収益的収支の収支計画によれば、平成21年度の医業収益85億円は医師が47人そろったものという計算で計画は成り立っているわけですね。

それで、これは後でまた関連して聞きますが、改革プランの5ページ、18年度から25年度まで一般会計繰出金の推移というのが載っていますが、ここで財政支援に係る繰出金というのが20年度から24年度まで載っているのです。これはどういうわけでこの年度だけ財政支援をするのか。これは本会議でも聞きましたけれども、資金不足だから一言で片づけられて意味がわかりません。どういうわけで資金不足が生じてこの期間のみ財政支援をしなければならないのか、わかるように説明してください。

（樽病）事務局次長

今回の改革プランをつくるに当たりまして、ひとつは先ほど申しましたように一般会計との繰出金の見直しをいたしました。その結果、基本的な繰出金として平成19年度までは病院事業の単年度の収支が赤字にならないように繰出しを一般会計から受けていたわけですが、20年度からはそれを先ほど冒頭に申しました30ページに書いていますように、この繰出金は幾らというように、金額を決めました。そういう繰出しをした中で収支を計算していきますと、どうしても病院としての単年度収支はとれなくなっています。それによってトータルとして25年度に資金不足を解消するという公立病院特例債を借りるための条件をクリアできなくなったということがございます。それで、一般会計側である財政部といろいろ協議した中で、18年度から24年度までの繰出金総額を変えない中で何とか財政支援をしていただいて、25年度の資金不足解消に充てようということで調整させてもらって財政支援の繰出金を受けているところでございます。

北野委員

なぜその期間だけ財政支援で繰出金を出すのかという質問に対して、平成20年度の病院事業会計の収支悪化により、病院の資金収支計画上の21年度以降の収益にも影響が出ると、市長は私に対して、こう答えているのです。だから、今、小樽病院事務局次長が説明されましたけれども、結局市長の答弁がベースになっていると思うのですが、20年度の病院事業の収支悪化というのは、先ほど来議論しているように医師が途中退職した医業収益の減ですね。これがなぜ21年度以降の収益にも影響が出るといえることになるのかがよくわかりません。20年度だけならわかります。

（樽病）事務局次長

実は今回の改革プランの収支計画をつくるに当たって、平成20年度の実績を基に、21年度以降、医師も補充されるとして試算をしております。

一方、その前の収支計画、19年11月の市立病院調査特別委員会に示したときの19年度途中までの医業収支の状況から推計した21年度以降の医業収益がありますが、そのかい離が大体医業収益で2億円程度生じてきております。ということは、20年度は、医師の退職もありますし、そのほかの要素も加わって、患者の減や単価などによって21年度以降も以前につくった計画よりは若干下回った医業収支を見込む必要があったということでございます。

北野委員

要するに、医師が平成20年度の途中で退職されたから、20年度は収支の悪化がある。しかし、改革プランの計画上は、21年度の4月以降は、医師が47人という計算で収支計画をつくっているでしょう。どうもわからないのは、そういうふうな21年度の冒頭から47人の医師がそろうという収支計画になっているのに、なぜこの同じ改革プランで20年度から24年度まで、特別に財政支援をしなければならないのか。医師が不足するけれども、医師はきちんと21年度で補充されることになっているのですから、20年度について議論するのならいいのです。だから、この説明がわからないのです。医師がそろう計画になっているのに、なぜ医師が不足したまま財政支援をそのまま続けることになるのか。言っている意味はわかるでしょう。

（樽病）事務局次長

繰出金を見直したことによって収支にどう影響があるかということがありますが、もともとの病院の収支自体が平成19年度につくったときよりも今回の改革プランをつくったときに若干悪くなる見込みがあるということがございます。ですから、19年度とほぼ同じ医師数で計算したとしても、20年度の実績を見れば、若干低めに医業収支を見なければならぬ。そのために、収支が悪化している。その分を含めて25年度に資金不足を解消するためには、この繰出金を、財政支援の繰出金を入れなければならなくなったということがございます。わかりづらいのです。

（「わからないのだ。だから、医師が欠けるのだったら財政支援を24年度までするというのはわかるのだ。21年度の4月から47人でいくというのでしょうか。何で財政支援をしなければならないのだという疑問が出るでしょう、当然」と呼ぶ者あり）

北野委員

ところで、伺いますが、今度の改革プランをつくるに当たって、平成19年度より20年度以降のほうが厳しいと言われども、その意味がよくわからないのです。市立病院調査特別委員会のやりとりを聞いてみると、18年度の途中から7対1入院基本料を導入して、それは年度途中だったけれども、診療報酬の改定によって通年にすればプラスになると、診療報酬がプラス改定になるという説明をしているわけでしょう。診療報酬はマイナス改定ではないというのであれば、何が厳しくなるのですか。19年度をベースに考えれば、何が厳しくなって改革プランつくるときに20年度以降が厳しいのですか。

（樽病）事務局次長

先ほども言いましたことと繰り返しになりますが、それをちょっと計数で申し上げますと、平成19年度の収入の医業収益はおよそ86億円ありました。今回20年度の実績を踏まえた中で、21年度以降を計算したのですが、21年度、医師が補てんされたとしても、そういうふうな計算すると、85億円の医業収益になるということで、1億円程度落ちることになっております。これは要因としてはいろいろございます。ただ、計画をつくるときには、一番直近の実績で患者数や単価など、そういうものから出しますので、そういう中で21年度は19年度と同じ単価、同じ患者数で見込むのはいかがかと。実際に国とやりとりするときに19年度のいいときの実績をもって今後を推計するのではなくて、やはり直近の20年度の実績を基に計算しなければならない。そのためにこのように前の計画よりは少ない医業収益を見込まざるを得なかったということがございます。

（「わからないな」と呼ぶ者あり）

北野委員

改革プランの 6 ページに医療機能にかかる数値目標ということで、患者数の予測が出ています。これは、今、小樽病院事務局次長がおっしゃったように、平成 19 年度と同じではなくて、20 年度の実績を見て医師が仮に 47 人になった場合であっても、19 年度と同じようにはいかないだろうということで見込んでいるわけですね。その見込みはいいのだけれども、先ほど話したように、今 1 億円というお話がありましたが、21 年 4 月から医師が仮に着任できないとすれば、4 億円くらいの影響が出るというお話もされていましたが、この患者数も結局医師が補充されたということを前提にして、ここでは入院患者数あるいは外来患者数を出していますね。だから、その差を厳しい見方をして、仮に 21 年度 4 月以降の医師が 47 人になったとしても、財政支援をしなければならないわけがあるのだということなのですか。そういうことなのですか、結局あなたの言っていることは。

（樽病）事務局次長

要因として一つそれがございます。それと、平成 19 年度と 20 年度以降は繰出金の基になる考え方を変えておりますので、基になる基礎的なものだけではなかなか資金不足解消が計画どおりはいかないということで、財政支援の分ということで一般会計のトータルの繰出金を増やさない中で、基礎的なものと不良債務解消のために充てた分を差引いた分をここに財政支援として入れていただいて、何とかぎりぎり 25 年度に資金不足を解消するという計画になったということでございます。

北野委員

どうもわからないのは、厳しい面ばかりを強調して、医師が満度に満たされたとしても財政支援をする必要があるという理由にされているけれども、私が先ほど引用した診療報酬のプラス改定でいい面だってあるわけでしょう。ここでは、それはどこへ反映するのか。マイナスばかりの面を強調して、医師がそろったとしても財政支援が必要なのだということを言わんとしているのだと思うのだけれども、診療報酬のプラス改定の部分は、これはどこに反映されるのですか。

（樽病）事務局長

診療報酬のプラス改定、その分だけからまず説明しますと、例えば来年度、診療報酬の改定年です。その中で、確かにそこで単価アップを見込んでいる自治体がたくさんあります。ただ、当院のほうはこの不良債務を抱える中で、収支計画を北海道と協議していく中で、その単価アップは見てはいけない。要するに単価アップすればいいけれども、今から見るなということと、ドクターの数にしても昨年 4 月 1 日から年度途中で落ちた分は充足で見てもいいけれども、のせるなという中で収支計画を組んできております。

先ほど事務局次長が説明しておりますけれども、平成 25 年度には何とか地方財政法上の資金不足を解消したいということで、まず収支計画をつくっておりますので、そのためにいきなりではなくて、段階的に 24 年度までマイナスなのですけれども、25 年度に黒字にするという、そのシミュレーションをしています。これは絶対守らなければならないということで、まず収支計画をつくっています。その中では、20 年度はどんと収支への影響はありました。21 年度、医師数を回復しますけれども、医師以外の分の若干の影響がまだあるので、その分も加味して 25 年度までにまず解消しましょうという計画をつくって、では一般会計からの繰入金はどうなのかというときに、事務局次長が言いましたように、あるべき姿の一般会計の負担金というのを検討なさいということで見直しをかけて、それは毎年もらいましょうと。それからもう一つは、過去の不良債務の分は一般会計からの繰入れを入れて解消しましょうと。その二つの繰入れをいただいても、25 年度に段階的に解消していくという計画の中で、どうしても 20 年度から 24 年度まで不足する額があるので、それは一般会計のほうの財政健全化計画上の繰入れを増やすわけにはいかないけれども、その範囲内で支援していただいて、25 年度には解消するという計画を進めていこうという中でいただいているという分ですので、毎年それだけマイナス要素が出てきて埋めていくというのではなくて、25 年度までの

スパンで段階的に解消していくために、この繰入れをいただいていくというような計算でやっております。

北野委員

そうしたら、本会議で市長が私に答弁したことは、主たる話ではないということになるでしょう。市長は答弁の前段で平成20年度の病院事業会計の収支悪化と医師の途中退職だと言っているでしょう。それが以後の資金収支計画にも影響が出るから、21年度以降にも出るから、財政支援だと言っているわけでしょう。ところが、今のお二人の話を聞いたら、それでないのでしょうか。それもあるけれども、もっと別な要素もあるわけでしょう。そうしたら市長が私に答弁したことはうそかということになるのだ。違うのかい。

（樽病）事務局長

そうではなくて、平成20年度の今回の医師の中途退職というのがなければ、当然20年度の収支というのは今回計画で見ているよりはよくなるわけです。だから、最終的にその収支不足を解消していく中で影響を受けてしまっていますから、その分をやはり計画どおりに解消していくためには、その間の財政支援が必要ということで、20年度の収支がどんと落ちるのが一番大きい影響ですし、医師以外の要素で落ちた分というのは21年度、22年度、23年度と続いていきますから、その分を含めて資金収支というのは悪くなりますから、それはやはり支援していただいて、計画どおりの解消をしていきたいというつくりをしているということでございます。やはり一番大きな影響というのは20年度の医師の中途退職による収支悪化、そこで資金的に悪くなる。そのほかの影響も21年度、22年度と若干引きずっています。それらをあわせて財政支援を受けて計画どおりの解消をしていきたいということでございます。

北野委員

答弁で言っている意味はわからないわけではないけれども、金額で言わないからわからないのだ。財政支援は平成20年度が1億8,000万円、21年度が1億8,000万円と、24年度までで7億5,000万円と出ているのです。しかし、あなた方の説明は、医師の影響で幾らかその他の要因もあるということだけで、額を言わない。だから、21年度で穴があいた分は単年度で回復できないから、そこで資金不足になった分は翌年度、さらに翌年度というふうについて24年度までに何とか解消したい、そういうことなのでしょう。そうしたら、これは後でいいから、医師の途中退職分による穴埋めできなかった額とその他の要因の二つに分けて、理由をつけて後で資料を出してください。

それで、市長に伺いますが、先ほどもちょっと指摘したのですが、改革プランは20年度の途中で退職した医師3人が補充されて21年度以降は47人でいくということになっているのです。そして、医業収益も20年度は81億円だったものが85億円と、4億円近くはね上がっているのです。まだ、19年度の額には及んではいませんけれども。しかし、23年度は19年度より医業収益が上がる計算になっているのです。計算というか計画になっているのです。そうすると、言ってみれば医師確保というのがこの改革プランのキーポイントとなっていると思うのです。ところが、代表質問で聞いたように、医師の補充について、この4月が目の前ですけれども、具体的に交渉しているというだけで、内科医2人の補充については、確たる保証はないわけですね。そうすると、小樽病院事務局次長がおっしゃったように、年度のペースでは4億円の穴があくかもわからないと。そうしたら、21年度、最初からこの改革プランは、狂ってくるのではないですか。その医師の補充との兼ね合いでこの改革プランをどういうふうに我々は見たらよいか、説明をお願いしたいと思います。

市長

医師確保の問題ですね、今、交渉中なものですから、いろいろやっていますけれども、こういう場で大丈夫ですとか、いや危ないですと、そういうふうに明確に言えないものですから、非常に我々のほうも苦しい。一定程度いい方向に進んでいるということだけは今あるのですけれども、確定的に大丈夫ですという段階ではまだないということで、ひとつ御理解願いたいと思います。

それから、確かに医師確保ができなければ、当然医業収益が上がりませんから、こういうことで済まないということがありますけれども、それはそのとおりで、ではその分のことはどうしていくかという、そこはまた次の問題

だと思いますけれども、それは十分その辺を考えながら、今の収支計画を見直すなら見直す、あるいは見直さないのであればどうしていくのかという、そのあたりをまたよく内部で議論していきたいと思っています。

北野委員

病院の改革プランは、素案は我々全議員にいただいたけれども、成案になったものは市立病院調査特別委員しかもらっていないのです。それで、どうしても今日の質問で必要だったので、病院に言って昨日お届けいただいて、質問させていただいているのですけれども、そうしたら、今、市長がおっしゃった点からいえば、これは 1 月 29 日の市立病院調査特別委員会に改革プランが示されたのです。この時点では、もうだから 21 年度以降の医師の補充は心配ないということでこういう計画になっているわけです。だから、医師の確保については具体的には理由があって市長はおっしゃらなかったけれども、そういうふうに額面どおり私たちは楽観的に受け止めておいていいのですか。

市長

改革プラン自体がある時点でつくられていますので、ですからその後の変更がありますから、いろいろ医師がやめたとかという、そこまではちょっと見込めないものですから、一応は 20 年度の上期の体制といたしますが、これをベースにしてつくってきているのです。ですから、その後の変更があれば、どうしても収支計画上はいろいろとでこぼこが出てきます。それはどうしてもやむを得ない部分だろうと思いますので、こういったものを今後変更があった場合どうするかということについては、北海道とも協議しなければならぬと思いますけれども、それは我々としてはそのとおりいくように全力で取り組んでいくと。それ以上ここで話をできる材料がありませんので、ひとつ御理解していただきたいと思います。

北野委員

結局このことを聞くのは、この改革プランによる収支計画、25 年度までの計画を出してこうなりますというものを提出しなかったら、公立病院特例債 18 億 8,000 万円が入らなかつたわけでしょう。だから、これを導入するためにこういうふうにつくつたと。

しかし、普通に考えてみれば、4 月 1 日から新しい年度になるわけですから、医師が着任しているかどうかというのは、普通はもう今の時点でわかっていなければだめだと思うのです。それがないから、特例債 18 億 8,000 万円を入れるためにこの改革プランの収支計画をつくって提出して、こういうふうにしてやりますからといって導入したのではないかというふうに思わざるを得ないのです。こういう疑問はこの私ばかりではなくて、ほかの人もみんな持つと思うのですが、こういう疑問に対して病院はどういうふうに説明されるのですか。

（樽病）事務局長

まず、改革プランの原案策定時点は、医師が年度途中で退職するということがわかった、ちょうどその時点ですけれども、当然その時点では、まずそこは埋めてもらわなければならないと。結核病床の問題もありますので、院長はもちろんですけれども、これは医師会にも一緒に行っていただいて、交渉したりもしながら当然埋めていくという中で計画はつくっております。

それと、今時点というお話がありましたけれども、確かに以前は医局人事というのは結構早くからわかるものですから、埋まってくるというのはわかります。実はその 3 名の補充だけではなくて、全体の医師というのは毎年動くものですから、提出の後にどんどん埋まってきている、早くから決まっている部分もあります。今日も私は違う市立病院の事務局長とやりとりしたのですけれども、なかなかまだ決まらない診療科があるのです。今そういう状況なのです。お互いにまだ言えないというか、言うといろいろ差しさわりもあるので言えないという状況があって、申しわけないのですけれども、先ほど市長が申し上げましたようにもう具体的な話をさせていただいている医師もおりますし、小樽病院長が並木教授の御意見をお聞きしながらやっている分というのも、私がまだ知らない分もありますので、そういうところがまだ固まっていない分はあるのも事実ですけれども、何とか呼吸器の専門の医

師を 2 名そろえるというのはなかなか難しい情勢ですけれども、ほかの選択肢を広げた中で確保していきたいと動いておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

北野委員

最後の項目ですが、このところ平成18年度も19年度もそうですけれども、医業収支は当初予算の計画をダウンして収支を実態に合わせて、そして当該年度の起債を充当してもらっている。これは2年連続でそうなっているのですね。20年度も結局先ほど来話をしている医師不足、途中退職による減収があって、これも収支計画を変えて計画が達成されたからということで20年度の起債を導入する。そうしたら、21年度も同じことをやるのですね。そういう心配があるのです。だから、収支計画は見るのだけれども、目の前に具体的に言えないという事情があるみたいですから、詳しくは聞きませんが、医師の補充が21年度の85億円の医業収益のキーポイントとなっているけれども、これがどうなるかは全くわからない。そうすると、結局私が先ほど言ったように、現状でいえば、18億8,000万円の公立病院特例債を導入する、それを優先させた改革プランでなかったのか。そして、実態に合わなくなれば、また収支計画の見直しを行う。行うといったって、これは年間と言えば4億円だそうですが、こういう影響というのは、そう簡単に収支計画を変えらるって、全体が崩れるようなことになりはしないのか。というのは、この改革プランのキーポイントは21年度から医師が47人でずっといくという計画になっているわけですから。しかも、それでも20年度に穴があいた資金不足わずか2億円のダウンが24年度まで尾を引くというぐらいです。それが今度4億円にもなれば、一体どういうことになるのだろうか。多少の見直しではなくて、収支計画の抜本的見直しをしないと、これは次年度以降の起債導入に直接響く問題になるのではないかと、病院経営に直接影響が出るような大問題ではないかというふうに私は思うのですが、その辺の認識はいかがですか。私は少し被害妄想的に考え過ぎですか。

（樽病）事務局長

今回、公立病院特例債もありますけれども、通常の医療機器の起債もありますので、その申請におきましては、その計画を立てて、解消されたというのではなくて、簡単に言えば、借り入れたお金をきちんと返せるのかというの、ここで見られているわけです。そのために収支計画を出しているということで、それは特例債も医療機器の起債にしても同じでございます。そういう意味では、計画上は年度途中で退職した医師の補充はするということで協議をして認めていただいている分ですけれども、委員がおっしゃるように、来年度、例えば医師が幾分補充できない部分があって、収益が落ちてくるとなると、改革プランを改定するかどうかというのはまたちょっと判断はあろうかと思えますけれども、来年度の起債申請のときには、また4月からスタートして収益が今年度と比べて落ちてきますと。当然今度はそれをベースに計画をつくりなさいという話になりますから、非常に厳しい状況はあるのかと思えます。もし、補充されないで収益がどんと落ちれば、当然起債導入に影響が出てきます。そのときにどういふような収支計画をつくっていくかということがまた問題になってくると思えます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

市立病院改革プランの点検・評価について

市立病院のお話が出ていましたが、北野委員が言われるのは、市立病院改革プランをしっかりと進行管理といいたいでしょうか、点検・検証をなささいということだと思えます。ぶれが出たら正しく戻しなさいということなのかと思えます。私も代表質問で、そのような趣旨の質問をいたしました。

それで、1点だけお聞きしますが、第三者機関を設けて管理するというお話でしたけれども、これの開催頻度はどの程度と考えるのか教えてください。

（樽病）事務局次長

改革プランの点検・評価のところでは第三者機関による評価ですが、代表質問で市長からも答弁しておりますが、第三者の方に見ていただくところというのは、やはり今のプラン全体が客観的に見てどうなのかということですので、客観的な数値が一定程度固まるのは決算であろうと思います。ですから、決算をベースに開く。それを 1 回で終わるのか、1 回目に説明して議論していただいて、2 回、3 回と続けるのか、その辺はこれからの課題にはなるとは思います。基本的には大体年 1 回程度、また、その状況によっては半期に 1 回ということもあり得るかもしれませんが、今、基本は年に 1 回、決算の数値が固まったところという形で考えております。

横田委員

数字のことがあるので、そういう御答弁でありましたけれども、やはり今の医師の不足の関係、医師が来ないということになれば、もうちょっと内部の部門だけでなく、いろいろな検討も必要かと思っておりますので、計画がしっかりと進むようお願いいたします。

旧板谷邸隣接地のマンション建設計画について

歴史的建造物の旧板谷邸の関係で、先ほど北野委員からも御質問がありましたけれども、これに関しては昨年第 1 回定例会でも私は質問させていただいて、所有者が歴建の指定を解除したいという口頭での申入れをしているというふうにお聞きしました。確かにその歴建の指定や登録になっているものを解体とかというふうになると、なかなか住民の皆さん方あるいは市民の皆さんの賛同を得られないという部分もあるのかと思ひまして、それで指定を解除して何らかの動きがあるのかというような質問をしたところ、特別な具体策はないけれども、何とか指定を解かないようにという説得を行っているというような御答弁でありました。

現時点に戻りますと、マンションの建設計画があるようであります。問題は、一つは今言った歴建である旧板谷邸をあつ場所に保存できるのかが 1 点。

それからもう一点は、たぶんあのがけの上の高いところに、先ほどのお話では 25メートル弱の高さのマンションが果たして周辺の景観と合致するのかといひましようか、どうなのかというふうに思ひます。それで、今は事前協議ということでありまますから、今後、庁内だけの検討ではなくて、市民の皆さん方にも、あるときある日に突然建ってしまったというのでは、また前々から言っておりますように、繰り返しになってしまうということですので、まちづくり推進室としては、今後、協議を続けるというのは先ほどお聞きしましたけれども、どういう流れで庁内だけの検討で終わるのか、その他の何かお考えがあるのか、この辺をお聞きしたいと思ひます。

（建設）まちづくり推進室主幹

旧板谷邸に隣接したマンションの建設計画についてであります。旧板谷邸を保存できるのかという御質問がありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、今のオーナーが旧板谷邸を取得するときに歴史的建造物に指定していただくようお願いして、小樽の歴史的建造物あるいは景観について一定の御理解をいただいていることもあり、指定を受けてもらった経緯があります。そんなことを考えまますと、この指定については今後とも指定を継続していただくということで、これからもオーナーのほうに話をしていきたいというふうに思っております。

また、今のマンション計画は、高さが 25メートル弱でございますけれども、これが景観に果たしてマッチするののかということでありまますけれども、私どもといたしましても、事前協議をいただいてから現地に行ったりシミュレーションを起こしたり、いろいろな検討をしている中では、やはり場所としては 20メートル弱の高台に位置したところに 25メートルの建物が建つということで、非常に景観上は好ましくないというは思っておりますので、何とか当初の計画について再度検討いただくように、これからも協議をしていきたいというふうに思っております。

また、今後どういう流れになるのかということでございますけれども、若干繰り返しになりますけれども、事前協議をいただいた後、申請者の御了解もいただいておりますけれども、近隣の関係する町会長のところにも計画概

要についての説明に行って、町会の会合等で皆さんに周知を図っていただくような動きもしてきましたし、あるいは私どもが所管しております景観審議会の会長や委員に話をし、計画について御意見をいただいたり、そんな動きもしてきました。今後、これは議会でもいろいろとお話をいただいておりますので、この辺もオーナーのほうにもまた話をし、例えば説明会の開催といったものも含めて話をし、広く市民の方にも伝わるような形で進めていきたいというふうには思っております。

横田委員

私、実はけさここに来るときに見てきました。まだそのまま建っておりますけれども、レストランはもうやっていないのか、ちょっと前にやめたのかな。昨年何か建物の中は休業しているようであります。昨年の新聞記事には、その旧板谷邸についてこう書いてありました。「和洋の建築様式が大邸宅という形で残されている意味では道内随一」と、ほとんどこういう形で保存しているものはないだろうというものですから、ぜひ残して、保存してもらって、中での商売が難しいのであれば、何か展示館みたいな形ででも残していただければというのが私の願いでございます。

それから、後段のマンションの件に関しては、小樽市の景観計画の市内全域における制限ということでは、高さをこう書いてあります。建築物の高さとして、主要な眺望地点からの景観を阻害しないよう努める。これは高さを指定していませんけれども、景観を阻害しないように建てなさいということだと思います。

それと、特別景観形成地区の中には堺町本通地区建築物の高さとして、登録歴史的建造物の隣接地では、これらと調和した高さとする。その前に25メートル以下とつたっていますけれども、調和した高さとしなさいということだと思いますが、この2点の認識はこれで間違いないということでしょうか。

（建設）まちづくり推進室主幹

主要な眺望点からというお話につきましては、実は水天宮地区などについては重要眺望地点というのを持っていますので、その辺を配慮しなさいという規定になっておりますけれども、今回は水天宮地区ではなくて堺町地区なものですから、今の規定ではなくて、後段でお話がありました25メートル以下と歴史的建造物に調和した高さにするという要件がこの地区にかかっております。

（産業港湾）観光振興室長

今のレストランの件で答弁いたします。海宝樓は平成19年12月25日から休業しております。ただ、今レストランは19年6月からたな子で入っている方がずっとやっておられまして、毎週火曜日だけが定休日営業はしております。

横田委員

繰り返しになりますけれども、せっかく小樽市景観計画ができましたし、やはり高い建物がよきよきと建つ、それが似合うまちもありますけれども、小樽は私はそうではないのではないかと思います。やはり昔のまち並みを生かして小樽らしさといいたいまいしょうか、そういうまち並みにしてほしいと思いますので、その辺はひとつお願いします。

これはまだ建築指導課には出ていないのですね。

（建設）建築指導課長

ただいまのマンション計画につきましては、確認申請等の手続はまだとられておりません。

横田委員

ひとつ所有者との十分な話し合い等々をお願いいたします。

定額給付金について

次に移りますが、定額給付金について事務費が約9,700万円計上されたということで、とにかく今作業中かと思っておりますが、運用の面で何点かお尋ねいたします。

先ほどもお話がありましたが、2月1日時点の年齢で1万2,000円になるのか、2万円になるのかということだと思いますが、現実に支給されるのは、この前の御答弁では5月の中旬か下旬ということですね。そうすると、しっかりこれを市民の皆さんに周知しないと、2月1日時点で18歳未満の人が5月で19歳になっていると、これは2万円もらえるからいいのですが、逆はちょっと私は心配しますけれども、2月1日で64歳だった人がもらうときに65歳なのに、何で私は1万2,000円なのかということが私の心配しすぎならいいのですけれども、要するに2月1日時点が基準だということを十分に周知しないと、大変混乱するのかなと思います。

それから先ほども菊地委員からお話が出ていましたけれども、異動が多い時期ですので、これは世帯主が受領権者というのか、世帯構成員の分はもらえますということだと思いますけれども、その辺を例えば転出して世帯主がいなくなったけれども、ほかの人は残っているとかが、またいろいろ難しい部分がありますけれども、しっかり確実に配布していただきたいというのが私の願いです。その辺の今言った周知の関係はどうなっているのか、先ほどチラシというお話も聞きましたけれども、大丈夫でしょうか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

先ほど答弁いたしましたチラシにつきましては、やはり給付までに少し時間があることから、4月1日付けの広報おたるに、今、横田委員からお話がありましたとおり、何歳という部分と基準日という部分が錯そうしておりますので、例えば18歳以下の方というのは、具体的に平成2年2月2日以降に生まれた方とか、そういうことがわかるように書いたチラシを広報おたるに入れて、事前に制度を周知した上で、通知書を送りたいというふうに思っております。

横田委員

もう一点、いわゆる生活困窮者という言い方をするのだけれども、ホームレスとか、それからネットカフェ難民が小樽にどのくらいいるかどうかわかりませんが、ネットカフェで寝泊まりしている人とか、それからもうちょっといえば、家庭内暴力、DVで居住先を明らかにしていない女性とか、そういう方々がいるわけです。そういう方々にこそ、特にホームレスの方にも支給して、景気の浮揚もそうだけれども、生活の糧といった部分に使っていただきたいというのがやはり今回の大きな趣旨でもあります。小樽にいるホームレスについて、サンモールに何人かおられますけれども、何人とかという把握はどこかでしているのですか。していないですね。私が見ただけでも、2人くらいおられます。たぶん65歳以上だと思いますので、2万円が支給されるのではないかと思います。彼らにとって相当大きいお金だと思いますので、何とか渡したいと思いますが、この辺の対応はどうしますか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

今、弱者の部分ということで御質問がございましたけれども、DVの被害者に対する給付ということで国のほうから通知が来ておまして、あくまでも加害者から逃げておまして、住民基本台帳と違うところに住んでいらっしゃる方につきましては、支援措置の実施ということがありまして、それは加害者になっている配偶者に住民票等の閲覧や交付を制限することができる措置を申し出ていただいた上で、住民登録をして、そして支給するというような通知が来ております。それで、そこにつきましては、私どもの担当である男女平等参画課ですとか、子育て支援課と相談いたしまして、先月のうちにそのDVの相談等がある市内の関係機関、道の援助センターですとか相愛母子寮とかに、もちろん個人情報ですから、個別の方に接触することはできませんけれども、その施設に対してこの定額給付金について、今申し上げましたような形で支給することができるという制度を周知して、後で知らなかったから支給されなかったということがないように、まずその部分についてはもう各機関を通じて連絡済みでございます。

それから、ネット難民につきましては、インターネットでもその辺を市のホームページにも載せてまいりたいというふうに思っていますし、広報おたるですとか、FMおたる、回覧板などを通じまして、町会への連絡、それが

ら先ほどのチラシですとか、さまざまな機会で周知を図っていきたいと思います。それから、ホームレスの方は実際に名前はわからないのですけれども、いらっしゃることはわかりますので、例えば声をかけに行くとかといった具体的な対応をしてみたいというふうに思っております。

横田委員

ぜひホームレスの方に直接声をかけてください。

もう一点だけ、例えば自治体に債務というか、未払金がある人もいると思うのです。国保や税金などいろいろなものがあると思うのですが、これは相殺するのですか、それとも支給してしまうのですか。

定額給付金給付事業等実施本部吉本副参事

市の債権ということで、税の場合、それから税収外という場合のことが多々あるわけですけれども、押さえることは可能だとは思いますが、今回の定額給付金に関しては、国の指導もあるため、その趣旨にかんがみて、そのまま受け取っていただくということで進めることになっております。

佐藤委員

北海道新幹線について

一般質問で北海道新幹線について質問させていただきました。

まず、開業後のその他の効果としてお聞きしたところ、特に東北地方との交流が活発化するという御答弁をいただきました。今まで本州からの観光客は新千歳空港に入って、それから道内に広がるという流れだったのが、当然北海道新幹線が開業すると、直接本州から新幹線で小樽に乗り入れることが可能であるということだと思っておりますけれども、その御答弁の中には、交流人口が年間500万人程度見込まれるという御答弁もいただきましたけれども、例えばその辺の根拠はどのように算出されたのかというところがちょっと疑問だったものですから、それについてお答えをいただきたいと思います。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の開業によりまして、東北地方との交流が盛んになるという部分でございますけれども、以前に本州のほうでも調査いたしました道外に在住している観光客の小樽市への入り込みの割合なのですけれども、それが東北は北海道の隣なのですけれども、全体の8.7パーセントでございます、関東が41.4パーセント、近畿が19.2パーセント、中部が16.4パーセントなどと比べて非常に低くなっております。九州でも8.3パーセントございます。このあたりの部分、なぜ今東北の部分の割合が低いかということを考えますと、現在、小樽 - 仙台間ですと列車を利用いたしますと8時間10分の所要時間がかかっています。それが新幹線が開業しますと、約2時間半程度で来られます。そういうことで構想の部分に、北海道新幹線が開業した後、東北地方と小樽がダイレクトに結ばれることから、人的交流が増加するというを書かせていただいた次第であります。

それから、あと具体的な数字としては、北海道経済連合会が発表いたしました「北海道新幹線札幌延伸に伴う効果と地域の課題」調査報告書というのが平成18年7月に出版されておりますけれども、その中で交流量が2003年で1,959万人から、これがこの当時の開業予想年でありました2020年ということで2,472万人へと拡大するということになっておりましたのが、大体500万人増といったところの根拠でございます。

それからもう一つ、北海道が事務局となっております北海道経済連合会ですとか、商工会議所連合会、その他観光関係、交通業関係も入りまして、北海道新幹線開業効果拡大・活用検討会議というのが17年から19年にかけて開催されておりました。その中で、新幹線が開業することによりまして北海道へ来る頻度が増えるか、増えないか、わからないかを問うアンケート調査が、大体2,000人程度の客体に対して行われました。それが東北から南のほうは静岡県ぐらいまでの間の方にインターネットで調査が行われたというふうに聞いておりますけれども、その中では東北の各県の方が非常に新幹線が開業すると北海道に訪れる機会が増えると回答しております。例えばこの青森が

ら静岡までの全体では増えると回答した方が20数パーセントだったのですけれども、青森県だけに限りますと46.7パーセント、岩手県で40パーセントということで、軒並み東北各県は約30パーセント以上ということになっておりますので、こういったような数字を基にいたしまして、東北からの観光客入り込みが増加するというふうに想定しております。

佐藤委員

アンケートの結果ということですが、いずれにしてもPRしなければなかなか来ていただけません。さらには小樽の魅力が今まで以上にアップされなければということも検討課題だと思いますので、そのPRに関しても力を入れていただきたいと思います。

次に、質問の中で新尾道駅の乗降客数について当初の予想を大きく下回って現在は推移しているということをお話させていただきましたけれども、新小樽駅の乗降客数は今のように想定されているのか、これに関してはいかがでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員からお話のありました小樽駅と類似している駅ということで挙げられた新尾道駅が今苦戦しているということでしたけれども、その中で新小樽駅の乗降客数の予想につきましては、これは北海道建設部が試算したもので、航空機からの転換を見込んだ部分、これが1日当たり約1,200人ということで想定されております。ただ、これは今ある数字から転換を見込んだ分でありまして、先ほど答弁いたしました東北からの入り込み客数が非常に増えるのではないかという見込みの下で、さらにこれにプラスアルファという部分が見込まれるものというふうに考えております。

佐藤委員

なかなか将来的にはという話なので、では実際はどうなのかというところがありますけれども、ぜひたくさんの方が小樽駅を利用していただければと思いますが、まだ素案の段階なので、私もそういうところにとどめておきます。

それと、続きまして、新尾道駅から学ぶべきことが多いのではないかという話もさせていただきました。新尾道駅は調べてみますと、例えば2次アクセス、降りてから中心市街地へのアクセスを考える時間がなかったですとか、そして向こうのほうはひかりとか、こだまとか、そういうものがとまるかとまらないかで乗降客数が大きく変わります。まして、近くに高速道路ができて、高速バスを利用する頻度が増えたことなどがあって、乗降客数が減ったのではないかというお話を尾道のほうではしております。

そこで次の質問ですが、今後その「天神地区に設置される駅につきましては、新幹線という高速交通の新たな玄関口として市街地や観光地を結ぶためにシャトルバスやタクシーなど、いわゆる2次交通の整備が重要であると考えており、このことについても検討していかなければならないと考えております」という御答弁をいただきました。この辺に関してはもう少し詳しく、どのように考えているのかということをお話したいと思いますが、

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線、高速交通機関をおりてから次の交通機関、2番目ということで2次交通とっておりますけれども、確かに、今、委員がおっしゃいましたとおり、新尾道駅では2次交通の整備が遅れたために隣接している福山駅のほうにとられてしまったということをお話しております。ですから、市長のほうから本会議で答弁いたしましたとおり、2次交通の重要性が非常に高いというふうに考えております。2次交通といいますと、シャトルバスとかタクシーを例示させていただいておりましたけれども、そのほかに路線バスもありますし、都市間高速バスなどもありますし、それからレンタカーといったようなさまざまな交通機関、そういったもののアクセスについて考えてまいらなければならないと思っております。ですから、単にアクセスの整備というのは道路をただ整備するというだけで

はなくて、実際に新幹線を利用される方の目線に立ちまして、来られる方もそうですし、それから市民の方が利用するときもそうですし、そういった部分で新幹線の駅に行くまで、それから降りてからといった 2 次交通の部分も交通事業者などとともに十分に検討していかなければならないというふうに考えております。

佐藤委員

もし新小樽駅が天神にできれば、今の小樽駅と 4 キロほど離れているという現実、やはり大きな問題があるのではないかと思います。その間には当然丘もあって川もあってということですので、まして小樽市内の道は広いところばかりではないですから、そういうことも特に念頭に置いて、当然今できている素案の中でも検討されるとは思いますが、気をつけて進めていただきたいと思えます。

次に、今後の具体的な計画の進め方ということで質問をさせていただきました。それに関しては、「まず庁内に検討会議を設けて計画の素案を策定し、その後市民の皆さんや関係機関、各界各層の御意見を伺いながら、新幹線の効果を最大限に生かしたまちづくりについて検討してまいりたいと考えております」という御答弁をいただきましたけれども、与党間の合意がなされて確定ということで進んでいますけれども、そもそもこの素案の段階では話も進まないということですから、今後まず庁内に検討会議を設けてからスタートするというお話でしたけれども、できれば早くそのようなことを進めていただきたいと思えますけれども、実際、今、想定しているスケジュールについては、どのように考えていらっしゃいますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

委員から今ございました庁内の検討会議でございますが、なるべく早く立ち上げるということで、現在、準備を進めているところでございます。その中では、実際に小樽のまちづくりに新幹線をどのように生かしていくかですとか、それから駅の周辺の整備をどのように進めていくかといった具体的な課題とか検討するポイントを洗い出して、それについての対応策を考えてまいりたいというふうに思っております。その上で、例えば外部機関とか有識者等に入ってくださいとか、市民の声をどのように取り入れていったらいいとか、そういったことを、今、道南のほうでは先行してやっている例もありますし、全国的にも最近の整備新幹線の駅が整備された町などに照会することも進めております。そういった情報を得ながら、どういう形が一番いいか、そういうことを考えながら検討会議のほうで、まず案をつくりまして、それから具体的に進めてまいりたいというふうに思っております。

スケジュール的には先ほど委員もおっしゃいましたけれども、今年の末ぐらいに実際にいつ認可になるかという結論が出るという方向は示されておりますけれども、その辺の状況を見据えながら、うまく事業認可、着工した場合に、スムーズにその計画に移行していけるように考えてまいりたいというふうに思っております。

佐藤委員

そうすると、政府のスケジュールどおりでいくと、今年中には庁内の会議がスタートするというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

今、主幹のほうから申し上げましたとおり、今後のスケジュールにつきましては、今年中というか、今年度中に先ほど尾道の話もございましたけれども、そういった情報をまず集めるということを前提にいたしまして、何とか平成 21 年度早々にまず庁内で課題を整理して、協議会を設置していきたいというふうに考えております。

佐藤委員

要するに、決定がなくてもできることが当然あるわけですから、その辺に関しては一日も早く、次年度早々というお話もいただきましたので、それに向けて進めていただきたいと思えます。

今ほかのところでも話が進んでいるという話をいただきました。素案の中では広域的にどう進めていくか、特に先ほどありました人の流れが変わることに関しては、後志全体に観光客が広がるということも考えられるわけでありまして、その広域の観光への現実の取組としては、どのように考えておられるのか、お伺いしま

す。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

後志管内を含めました広域観光という部分でございますけれども、新幹線の整備構想ができたときに、まず駅勢圏という形で、新小樽駅に影響のあるといいますが、勢力範囲となるようなまちということで、北後志の積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村を新小樽駅の駅勢圏というふうに考えております。その各町村には、まず構想ができたときにこういった形でということで役場のほうに説明に参りましたし、また同じ後志管内ということで企画課長会議ですとか、後志総合開発期成会のつながりもございまして、今後とも各町村と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それで、これから先の計画をつくるスケジュールもございましたけれども、そういったどこかの場面で駅勢圏の町村の方ともいろいろ話し合いながら進めていく必要があるというふうに考えております。

佐藤委員

最後に、北海道新幹線の開業に向けて、期成会の関係もありますので、ぜひ山田市長に取組の決意などを述べていただければ大変ありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

市長

この間ずっと期成会で春と秋に要請しております。さらに、昨年から新幹線駅の設置自治体の首長連絡会議をつくりまして、札幌市長を中心にしまして、新函館駅までの間の首長でまた要請活動をやっております。昨年は特に知事から、新幹線以外の用務でも上京した折には鉄道局へ行って要請してきてほしいという要請がありまして、かなりの部分で私も行きましたし、それから我々がやっている同じ期間中にも北海道経済連合会の方が来たり、いろいろな方々が逐次要請に行っているというように、いろいろと取組をやってまいりましたので、これからもそれぞれ関係団体と連携をとって大いに中央に攻勢をかけていきたいと思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

旧板谷邸の隣地のマンション建設について

初めに、先ほど各委員の皆さんからお話があった旧板谷邸の隣接地のマンション建設について伺いまして、私も小さいころはあの辺で暮らしていたものですから、もしマンションができれば非常に残念だというふうに思います。それは景観的なものもありますし、また歴史的なまち並みという部分でいえば非常にそぐわないのではないかとこのように思いますけれども、確認をさせていただきたいのですが、現時点では条例でも他の法律的にも規制することはできないということによろしいのでしょうか。

（建設）まちづくり推進室主幹

今のマンション計画ということでございますけれども、私どもがお聞きしている先ほど説明をいたしましたような概略でいきますと、少なくとも私どもが持っている景観条例の精神といいますが、基準といいますが、その中には入っているというふうに思っています。ただ、細かい実施設計とかということがまだ行われておりませんので、建築基準法や消防法などといった法の制限に合致しているかどうかというのは、現時点では押さえてはおりません。

秋元委員

建築の申請が出たときに、違法なものでなければ全然縛れないということですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

法の裏づけを持った強制力のある指導とかということであれば、基本的には今の景観条例の中ではできません。ただ、これまでもそういった強制力のない条例ながらも、いろいろな形で小樽市の景観への取組やあるいは歴史的

建造物の保存とかといった趣旨の説明をして、建て主、オーナーの方には一定のお願いをし、御理解をいただいて進めてきたという経緯はございます。

秋元委員

先ほど横田委員のほうからもお話があったとおり、知らないうちにできてしまったということであれば、過去にもそういう例があって、後々何年たってももとに戻らないわけですから、過去の件ではやはりなぜ議会でもっと議論できなかったのかというようなさまざまなお話もいただきます。法的な縛りはできないにしても、議会の中で議論できる部分があるのであれば、ぜひしっかりお知らせいただいて議論できればというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

定額給付金について

次に、定額給付金についてですが、これもお願いなのですが、先日、生活保護受給者の方から、担当者に定額給付金のお話をしたところ、生活保護の方は税金を払っていないからもらえないというような話をされたということで、その方は非常に心配されていまして、そのようなことはないということを私は話したのです。詳しい内容が決まっていないという時期でもありましたけれども、ぜひ慎重なお話をしていただきたいと思います。これはお願いですので、よろしくお願いたします。

街路灯の設置について

今回、一般質問で質問させていただいた街路灯に関連して話させていただきたいのですが、まず町会関連で街路灯設置費補助金がありますけれども、この補助金が年間としての予算が組まれております。この補助金の予算を使い切ってしまった場合の対応なのですけれども、翌年度に持ち越して待っていただくのか、それとも新たに補正していくような形をとってきたのか、この辺について御説明いただけますか。

（建設）庶務課長

街路灯の申請時期でございますが、基本的に 5 月に皆さんの申請を受けます。その中で基本的には予算の範囲内ということであれば、皆さんに助成できますが、仮に予算を超えた場合には町会同士で調整をしてもらったり、次年度に繰り越してお願いするという形になろうかと思えます。ただ、今までのケースでいけば、5 月中の申請で予算を上回ったという実績はありませんでした。

秋元委員

また、改修のときに申請があるという御答弁でしたけれども、例えば申請が多い町会に対して、1 回につきどのぐらいの限度額が設定されているとか、街路灯の 1 回の申請につき何か所までというような基準ですとか、そういう条件みたいなものがあれば教えてください。

（建設）庶務課長

申請についての限度や制限はございません。今年度に申請された町会で、7 回申請された町会が 1 か所ございます。あと 3 回申請された町会が 2 か所、2 回申請が 2 か所ということで、今年度は 38 件の申請があったのですが、申請したのは 26 町会でございます。また、助成額の平均ですが、今年度につきましては、6 万 1,887 円となっております。

秋元委員

結構多い町会もあるということですが、何を言いたいのかといいますと、いろいろと相談を受ける中で、やはり例えば補助金を受けたいというお話があって、実際に次の年度に持ち越されたというようなお話があったのですが、例えば 7 回申請している町会があるということで、結構偏りもあるというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

（建設）庶務課長

今年度 7 回の申請があったところは、昨年度も 4 回申請しています。その町会は細いというか、電球が切れる

たびに金額的には小さい額で、小まめに申請される町会でございます。

秋元委員

その件は一般質問でも聞いたのですけれども、申請については電器店とかと話し合ってから購入について決めてから申請されるというようなお話だったので、できれば町会といろいろな話し合いをする中で、安いものもあるという周知をこれまで以上にお願ひしたいと思います。

それと、非常に感じるのはその目で見ると、いろいろな町会の防犯灯などを見ますと、電柱につけられているのですけれども、非常に高い場所につけられているものがある、例えば私が驚いたのは、2階建ての屋根と同じぐらいの高さにつけられている防犯灯がありまして、夜に電気をつけていてもほとんど意味がないのではないかというようなものもあったのですけれども、この防犯灯の高さなどの基準というのは設けているのですか。

（建設）庶務課長

防犯灯の高さについても制限はございません。ケース・バイ・ケースといいますが、その地域の実情に応じて、北電柱を利用したり、町会で支柱を立てたり、費用を少なくしようと思ったら、やはり北電柱などを利用するケースもありますが、そのような基準というのは市としては示していませんし、町会のほうで都合のよいような高さということでお任せしております。

秋元委員

非常に非効率的な部分がちょっと目についたものですから、もし先ほどの電球の交換時など、そういう機会に高さなどの指導といいますか、お話ししてもらえればというふうに思ったので、まずこの件はお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、街路灯、公園内の園路灯の現在の正確な数なのですけれども、昨日話した部分はちょっと古いのかと思ひまして、現在の正確な数を教えていただけますか。

（建設）建設事業課長

市道に設置されております街路灯の数としましては、現在620灯となっております。

（建設）浅沼主幹

公園内の園路灯ですけれども、その数につきましては、現在246か所ということで押さえております。

秋元委員

これで、水銀灯とナトリウム灯ですとかの省エネタイプのものの割合ですとか数がわかれば教えてください。

（建設）建設事業課長

市道について620灯の内訳は厳密には押さえておりませんが、約8対2で水銀灯8、それからナトリウム灯が2、そういったことで設置されております。

（建設）浅沼主幹

公園についてですけれども、公園の場合は、緑が映えるということでほとんどが水銀灯を使っております。ただ、1か所だけ今年度、ナトリウム灯ではございませんけれども、省エネタイプの照明に変えております。

秋元委員

市道の街路灯に関しましては、平成18年に伺ったときと割合的にはあまり変わっていないので、これはあまり改修が進んでいないというふうに思ひますが、これはどうでしょうか。

（建設）建設事業課長

改修といいますか、以前も切れた場合にかえられるものについてはかえたいということで答弁いたしましたが、水銀灯が1灯切れると1万6,000円ぐらいの補修費がかかります。それと、そのときにナトリウム灯に交換する場合は、5万2,000円ぐらいかかるということで、それだけ金額に差があるため、なかなかこれまでも変換でき

ない状況で今に至っているということでございます。

（建設）浅沼主幹

公園につきましても同様で、器具についていいますと、やはり現在使える器具を新しいものにかえるということになるとかなりの費用がかかるということがありますので、もう器具自体が使えなくなったというような状態になったときには交換しますけれども、それ以外については電球の交換というようなパターンが多くなっております。

秋元委員

今、水銀灯で 1 万 6,000 円、ナトリウム灯で 5 万 2,000 円ほどというような御答弁をいただきましたけれども、これは電球だけですか。

（建設）建設事業課長

今、申しましたのは、電球の交換です。水銀灯の電球の交換の場合に 1 万 6,000 円、それからナトリウム灯の場合は 5 万 2,000 円ですが、これは安定器も含めた金額ということです。ですから、電球が切れた場合に、水銀灯のものを水銀灯にかえる場合は 1 万 6,000 円ですが、ただそれを新たにナトリウム灯にかえる場合は、安定器も含めて 5 万 2,000 円ほどかかるということでございます。

秋元委員

以前から話していますけれども、現在、非常に研究が進んでいまして、ナトリウム灯でなくても別にナトリウム灯にかわるほとんど水銀灯と変わらないような、ましてやそれ以上の照射ができるというような電球で 1 万円しないようなもので、それは安定器も水銀灯のものをそのまま利用できるというものがありますので、これにかえたらどうかかというふうに思うのですけれども、これは以前から言っています、これは他都市でも実験されているような部分があります。今お話を聞いたように、灯具をかえるとやはり非常に高いものになってしまいますけれども、電球だけ従来の水銀灯の安定器を使うものにすれば、水銀灯よりも割安になるというものがありますけれども、こういうようなものにかえられないのかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

（建設）建設事業課長

私が知り得る知識としましては、水銀灯 400 ワットに対してナトリウム灯では大体 180 ワットが同等の明るさでかえられ、安定器がそのまま使えるというものがあることはちょっと私は認識しておりません。ワット数が当然変わりますので、安定器もそれに応じた安定器にかえなければいけないということで先ほどの数字がありました。ワット数が変わってもナトリウム灯でもし使える安定器があるのであれば、そういったものも今後研究し検討していきたいと思えます。

秋元委員

ナトリウム灯に限らず、メタルハライドランプといったものもあると思うのですけれども、これも今新しく出たのは、安定器がそのまま水銀灯のものを使えるという電球も 8,000 円台ぐらいで出ていますので、これもぜひ調べていただきたいというふうに思います。更新の件で言っても、平成 18 年のときより大幅に変わっているという部分もないようですので、確かに先ほどナトリウム灯の灯具をすべて含めてかえるとなると、これはばく大な費用になりますけれども、今言ったような電球はそのまま水銀灯の安定器やポールを使えるようなものにかえていくのであれば、これは非常に安く上がるというふうに感じますので、ぜひ実用化に向けて研究していただきたいというふうに思います。

それに関連してなのですが、街路灯、また公園の園路灯が夜になると点灯しますが、例えば冬の季節ですとか夏の季節、若干スイッチが入る時間に差ができるというふうに思いますけれども、実際に見ていると、なぜこのような時間で点灯しているのかというような、早い時間についているものもあります。これは例えばセンサーを使ったりですとか、タイマーを使ったりですとか、いろいろな方法があると思うのですが、小樽市の場合にはどのような形をとっていますか。

（建設）建設事業課長

街路灯については、ほとんどがセンサーで、暗くなったらつくといったものが設置されております。単位としましては、50ルクスを上回ると消灯し、下回ると点灯します。たまに明るいについているという場合は、例えばそのセンサーが汚れていますと暗いと判断する誤操作を起こしまして、そういったことについているという可能性もございます。

（建設）浅沼主幹

公園につきましても、市道の場合と同じように、50ルクスを基準として点灯、消灯しております。ただ、その誤操作の関係ですけれども、例えばセンサーのついている位置が木の近くであるとかというようなことがあると、その木の影響を受けて暗いと感知して、まだ明るいにもかかわらずついてしまうというようなことがもしかしたらあるかもしれません。

秋元委員

50ルクスで点灯されるということで、汚れがあると、若干変わるということだったのですけれども、そういうチェックですとかを、日常作業の中でされているのかと思いますけれども、ぜひあまり電気代がかからないようにという部分では、非常に時間や労力がかかるかと思っておりますけれども、点検作業もぜひお願いしたいというふうに思います。

また、注意して見ますと、街路灯といいましても、いろいろなタイプがあるというふうに感じました。非常にオーソドックスなものから、一本のポールから水銀灯が二つ出ているようなもの、またデザイン的におしゃれなデザインのもの、いろいろとありますけれども、どのようにそういうデザインとかを決めているのかというふうに思いますし、何かデザインによっては値段も非常に違うのではないかとこのように思いますけれども、その基準とか、またワット数もどのように決めているのか、基準があればお答えください。

（建設）建設事業課長

まず、街路灯のタイプですが、特に基準というのはいりません。通常は逆L字型の俗にハイウエー灯といったものを使用しますが、景観などに配慮した場合は、例えば市道本通線に設置しておりますような、そういったデザインの照明灯も設置することがございます。

また、ワット数の基準ですが、道路照明に関しては、道路照明施設設置基準というものがございまして、それに基づいて設置をしています。この基準では平均路面輝度が道路ごとに定まっております、その輝度から逆算してワット数が決定されるといったことで決めております。

秋元委員

いろいろな形があって値段もそれぞれ違うのだらうと思いつつながら見ていたのですが、わかりました。

次に移りますが、一説によると、水銀灯は年数がたつとだんだん暗くなって、寿命についてもさまざまなことが言われていますけれども、小樽市では電球の交換の時期について、暗くなった時点で交換をするのか、それともあくまでも電球が切れてから交換するのかをお聞きしたいのですが、この基準などは決めていますか。

（建設）建設事業課長

水銀灯の電球の寿命としましては、一般的に1万2,000時間というふうに言われています。なにぶん街路灯の状態というのは暗くならないとわからないという面がございまして、ほとんどの場合は電球が切れて近所の住民から通報を受けて交換するといったような対応がほとんどとなっております。

秋元委員

市長からもそれぞれ球切れ等の更新時にはかえていくというような御答弁をいただきましたけれども、例えば今後の市としての考え方として、確かに今も話したとおり、一遍にやるのは非常に難しいとは思っておりますけれども、先ほど言ったとおり、電球を変更すれば非常に安い金額でできますし、それでも、かなりの金額になります。全部

一遍にというのは無理かもしれませんが、灯具をかえることから考えれば 3 分の 1、4 分の 1 の値段で交換できますので、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

そこで、これからの市としての考え方で、例えば街路灯で安定器はそのまま残っていますけれども、もし電球のみが切れた場合は、先ほど言ったとおり、安いナトリウム灯とありますが、メタルハライドランプのようなものにかえていくのか、それともやはり水銀灯の電球にかえていくのか、また安定器のみが壊れて水銀灯の電球が生きている場合には、水銀灯の安定器をつけて電球も水銀灯の電球でいくのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

（建設）建設事業課長

全部一括ではできませんけれども、安定器が共通して使えるものであって、かつランプの値段が低いのであれば、それはかえるのはやぶさかではございません。ただ、今おっしゃった電球だけ切れて安定器が壊れない場合、非常に数多く壊れていますけれども、それは従来どおりの方法でやる場合もありますし、また安定器が壊れた場合は当然ナトリウム灯にかえるのが得ということにもなりますので、それはケース・バイ・ケースという状況で対応していきたいと思います。

秋元委員

一般質問でも言ったとおり全部改修されれば、金額的には電気代四百数十万円が削減されるということもありますし、また環境的にも非常に優しいという部分では、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

高橋委員

除雪費について

最初に除雪費に関して、お聞きしたいと思います。

国の 2 次補正関連予算の中で、地域活性化・生活対策臨時交付金の除排雪関係経費というのがあります。まず、それは幾らなのでしょう。

（建設）雪対策課長

地域活性化・生活対策臨時交付金のうち除排雪関係経費について、金額につきましては 1 億 3,455 万 5,000 円となっております。

高橋委員

それで、除雪の状況を確認したいのですが、本年度の降雪量、それから積雪量、直近 5 年のデータの平均値と比較してどういう傾向だったのかということをお示してください。

（建設）雪対策課長

今年度の降雪量、積雪量等の近年の状況との比較でございますけれども、今年度の降雪量、本日 9 時の気象庁の速報値でございますけれども、降雪量につきましては 557 センチメートル、過去の 5 年間同じ時期の平均と比べますと 460 センチメートルに対して 97 センチメートルほど多い状況になってございます。また、積雪量につきましては、本日の 9 時、これも気象庁の速報値でございますけれども、今年度は 79 センチメートル、過去 5 年間の平均 100 センチメートルに対して マイナス 29 センチメートルという状況になってございます。

高橋委員

もう 1 点、教えてほしいのは排雪量です。これは現在まで何立方メートルになっているのか、これも先ほど同様、直近 5 年の平均値と比較して傾向をお願いします。

（建設）雪対策課長

現在の排雪量ということで、これにつきましては、地域総合除雪 6 地域分の排雪量ということで示したいと思えます。

今年度につきましては、現在まで約26万立方メートル、過去5年間の平均55万立方メートルに対して約29万立方メートルほど少ない状況になってございます。

高橋委員

雪は降っているけれども、排雪量は少なかったという状況ですね。

今後の除排雪の予定について教えてください。

（建設）雪対策課長

今後の除排雪の予定ということでございますけれども、本年度につきましては2月9日から幹線道路を中心に開始し、現在は生活道路の排雪という部分に移ってございます。その中で、現在は、雪割り作業、狭あい路線などの排雪を実施しているところでございます。

高橋委員

何を言いたいかというと、臨時交付金がこういう形で出て、大きい観点からいけば経済対策ということになるわけです。このことを考えれば、今、雪割り路線とかにいろいろと入っていると思いますけれども、歩道に残っている除排雪も含めて、今年に関してはきれいにやってほしいというふうに思うわけです。そういうふうにぜひ要望したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（建設）雪対策課長

歩道に残されている雪をきれいに排雪ということでございますけれども、私どもはあくまでも歩道の確保ですとかそういうものを目的として除排雪をしてございます。そういう中では、3月を迎えて気温も上昇し、融雪期を迎えてございます。そういう中では、除雪で対応できる部分については除雪で対応します。また、市内中心部でございますけれども、段差解消などの業務で氷割り作業なども実施してございますので、そういうことで実施したいと思えます。

高橋委員

私が言いたいのは、経済対策として景気対策としてぜひそういう目で、そういう観点でやっていただきたいということをお願いしました。この点についていかがでしょうか。

建設部長

確かに、2次補正の経済対策という形の中で導入をさせていただきました。その中で除排雪についても、確かに排雪量は減っているのですが、降雪が多いために除雪については平均より多い状況になっています。その中で、2次補正以前からそういったものを対応しながら除雪については精力的にやっています。

今後の話なのですが、やはり経済対策といいながらも、もう融雪期に突入している状況で、特に今日の气象台の予報の中に異常降雨注意報が出ているような状況である中で、もうまもなく解けるような状況の中で、要は歩道空間が維持できないというのであれば、かなりの動員はいたしますけれども、ある一定の作業の中で安全な歩道が確保できるような状況でありますので、今の状況でいくと、通例の除雪作業に終始したいと思えます。ただ、3月に大雪が降るような場合があれば、それは当然集中的に動員をいたしますけれども、この辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

高橋委員

私は無駄なことをするようには言っていません。要するに、経済対策として必要な部分はぜひやっていただきたいというふうに言っていますので、小路には結構雪があるのです。ですから、そういうところをよく見ていただいて、ぜひ何回もしつこいようですけれども、経済対策としてやっていただきたいということをもう一度申し上げますので、もう一回御答弁をお願いします。

建設部長

趣旨は十分理解をしてございます。ですから、先ほど雪対策課長が話しましたように、市内の排雪については、

2 月 9 日からスタートしてございます。今は、雪割り路線ですとか、狭あい路線に入っていますので、委員のおっしゃるような部分についても目的がまもなく達成されるのではないかというふうに思いますので、それは留意しながら進めたいというふうに思います。

高橋委員

ぜひお願いします。

団塊の世代の大量退職について

次に、人材育成ということで、団塊の世代の大量退職についてお聞きしました。本年度の退職者数について、全体と、それから課長職以上のそれぞれの役職別の人数をお願いします。

（総務）職員課長

定年退職者ということで答えますが、全体の退職者につきましては54名となっております。また、管理職の退職者ということですが、課長職につきましては9名、それから次長職につきましては4名、それから部長職につきましては2名というふうになってございます。

高橋委員

それで、市長は御答弁で比較的若い管理職の登用を考えているということでお話をいただきました。どの辺の年代というのは具体的には御答弁されていなかったのですが、単年度ですぐにかわらないような、そういう年代構成かというふうに思うのですが、この辺ある程度わかっているようでしたら、お願いしたいと思います。

総務部長

この4年間で相当数の管理職が退職するというを前に申し上げました。特に部次長職ですと、この平成22年度末までで今いる者のほぼ7割、8割ぐらいが退職します。その部分が大変大きな転換期になります。そういう意味では、その時期に向けて、ある意味ではその時点での部長職あるいは次長職の候補というのを今から昇格をさせて、ある意味訓練も含めてその時点に向けてやっていきたい。ですから、年齢を何歳とは申し上げられませんが、少なくともやはり50歳あるいは五十二、三歳の者を今から早めに昇格をさせて、課長職であれば40代の者を上げていかなければ、その時点ではなかなか年齢的にバランスのとれた構成にはならないという、そのようなことを意識しながら、今年の人事をやっていきたいという趣旨で申し上げたつもりです。

高橋委員

お聞きしたいと思っていたのですが、原案については総務部長のところまでまとめて、最終的には市長の決裁というような、その流れみたいなものについて、口を挟む気はないのですが、その辺を教えていただきたいと思います。

総務部長

まずは、基本的には各部からの内申というのが基本です。ふだん一緒に仕事をしている各部の部長から上がってくる内申が基本となっております。それを基に原案がつけられる。ですから、中身を申し上げれば、相当数私が各部の部長とヒアリングをやっていきますし、何回も会って現状を聞いて、こちら側の希望も言いながら、すり合わせをして最終的にまとめています。それをもって原案を作成して、副市長、市長の決裁をいただいて、それで決定をするというのが今のやり方でございます。

高橋委員

これ以上は質問しません。

人事評価システムについて

それで、人事評価システムについても質問をしました。平成19年度に管理職を対象にして試行したということがありました。この試行した時点での問題点、課題についてお知らせいただきたく思います。

（総務）職員課長

人事評価制度につきましては、平成19年12月から20年2月にかけて、実は3か月間ということで試行してございます。このときには、管理職202名が対象になっておりまして、これは医師を除いておりますけれども、202名を対象にしてやっております。終了後にアンケートを実施しておりますが、この202名のうち141名から回答がございました。その中で、この制度の必要性を聞いておりますけれども、必要だというふうに答えていただいたのが56パーセント、それからどちらとも言えないというのが30.5パーセント、それから不要だというのが13.5パーセントということで、幸いにして半数以上が必要だというふうに答えております。

その中で、いろいろな指摘をたくさん受けたのですけれども、重立ったものを話しますと、評点を1から5点ということで、5点満点でつけたのですけれども、その評点5は完ぺきで抜群だったという実は言い方だったのです。そうしましたら、完ぺきで抜群な人がどこにいるのだというようなおしかりを受けたり、目標設定をすることにもなっていたのですけれども、期間が短くて、それで目標設定をしないで自己評価をしました。そういう目標がない中で自己評価をするということで非常に難しいというような批判もありました。

また、具体的な評価基準を設けてその点数をつけるに当たっては、一定のマニュアル化したほうがいいのではないかというような意見もございました。また、試行期間がちょっと短すぎるのではないかというような意見もございました。また、もう少し試行をこれからも続けたほうが良いというような意見もございました。こういったようなことで、今回はちょっと期間を短く行ったものですから、いろいろな意見がございまして、また先ほど話しました評点の問題ですとか、さまざまなことについて温かい意見がたくさんございましたので、これらを今後生かしていきたいというふうに思っております。

高橋委員

次の御答弁では、平成21年度の早い時期に試行するということでしたけれども、いつころからスタートするのか、どのぐらいの期間でやるのか、教えていただきたいと思えます。

（総務）職員課長

今話しましたとおり、第1回目の試行が3か月間ということで非常に短かったわけですけれども、アンケートの中でも期間が短いということも言われておりますし、期間につきましては、できましたら、最低でも6か月ぐらいというふうに考えてございます。また、実際の実施時期につきましては、新年度に入りまして準備を改めて進めまして、現在、中身につきましては、いろいろと細部を詰めておりますので、できましたら6月とか7月とか、そういった早い時期から取り組んでいけるようにしたいというふうに今内部で準備を進めてございます。

高橋委員

この試行が終わって、本実施というのはいつからになりますか。

（総務）職員課長

実は今は、まだ管理職を対象ということで試行してございますので、この後、新年度に入りまして、もう一度皆さんの意見を取り入れた形で管理職で試行をして、次の年度で今度は全職員を対象に試行をして、このためには組合との協議も必要ですけれども、そういったことを行いながら、そのさらに先で本格的な導入というのを考えていきたいと思っております。ただ、今こちらのほうで受けている情報としましては、国のほうが新年度から本格実施するということで聞いておりますので、国が導入してから以降、当然地方にもいつまでに導入しなさいとか、早期に導入しなさいというような指示が出てくると思いますので、そういったことも参考にしながら、この先については見ていきたいというふうに思っております。

高橋委員

市民税の今年度の見通しについて

財政問題です。何点か財政問題でもお聞きしましたけれども、歳入について増収対策、これについて何点かお聞

きました。

心配なのは、やはり平成21年度の市税収入かと思っております。財政健全化計画の歳入の中で、地方税と地方交付税というのがキーポイントになるわけですが、この市税には個人や法人の市民税や固定資産税などがありますが、この市民税について、経済状況は非常に厳しいのですけれども、21年度の見通しをどのように考えられているのか、それをお聞きしたいと思います。

（ 財政 ） 税務長

個人市民税につきましては、やはり現況のこの経済の方向からいきますと、かなり難しい部分があるかと思えます。特に、これは毎回同じことを申し上げているのですけれども、確かに人口減少に伴いまして、納税義務者が減っているということが大きな要因となっておりますし、また、それにかかわって個人市民税は、小樽市の場合、給与収入の方がほとんどです。そうしますと、企業の事業収益にも影響するということがありますので、企業における収益も昨今の状況からいって芳しくないということがありますと、なかなか極端に上がっていくことはないとは考えております。ですから、財政健全化計画でも示しましたけれども、全体的に今年度に比べまして2パーセントほど減少しているという状況にあります。

高橋委員

財政健全化計画では、今、税務長が言われた2パーセント減というふうになっていますけれども、もっと低くなるのではないかと私は心配しております。

それで、御答弁の中で平成20年度で悪質なケース、差押えということで御答弁がありましたけれども、件数がわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

また、この悪質なケースに対してどういうふうに納入対策をやってきたのか、その点を含めてお願いします。

（ 財政 ） 納税課長

滞納者に対する納税交渉なのですけれども、従前からこれにつきましては、滞納者に対する電話や文書による催告、戸別訪問、それと今言いました預貯金の差押えをやってきています。そのほか平成20年度につきましては、広報おたるに納期限内納付の啓発の記事の掲載や北海道と共同で催告書を交付するということなどをやってきました。そういう中で、何度か督促状、催告書、電話などをやっても全然完納しない、納付していただけない方に対しては、やはり不公平感などが出ますので、そういう方に対して悪質ということで差押えをしています。

それで、20年度の差押えの件数なのですけれども、2月末現在、まだ途中経過ですけれども、預貯金が704件、それと不動産が25件、それと給与と年金が94件、その他債権ということで、所得税還付金とか、そういう差押えなのですけれども、これが87件、計910件というふうになっています。

高橋委員

差押えの件数は最近の傾向では増えてきているのですか、減ってきているのですか。

（ 財政 ） 納税課長

平成19年3月末の実績は広報おたるの啓発記事に載せたのですけれども、合計が828件なのです。今言いましたように現在は910件ですから、90件ほど増えているということと、市税につきましては、方針としては滞納処分の強化ということでやっていますので、もうちょっと増えていくかとは思っております。

高橋委員

もう一つ、歳入増ということで、何点かお聞きしているのですけれども、厳しい状況の中で歳入増というのがなかなかないというのが状況かと思えますけれども、再度お伺いします。

遊休資産の売却等ということで、今年度の予定がありましたら、教えていただきたいと思えます。

（ 財政 ） 中田主幹

平成21年度の不動産の売却収入ですけれども、大きなものはございません。今までやっていたものに小さいもの

の積み重ねで、予算計上しまして、21年度は一般会計で300万円ほどを計上しております。ちなみに20年度は稲穂駐車場などが項目としてありましたので、20年度予算では約6,000万円を計上してございましたけれども、21年度については、今のところそういう状況になっております。

高橋委員

もう一点、懸案事項であります入湯税の関係ですけれども、なかなか交渉が厳しいというのは、前にも御答弁をいただいております。この点については、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

（ 財政 ） 税務長

確かに、以前答弁してからあまり進んでいないのですけれども、昨年の夏以降に入湯税にかかわる特別徴収義務者に対して我々のほうとしましては、適正に行われているかどうかということで実地調査をいたしました。また、その中で5年ほど前に話させていただいていた入湯税の問題ですけれども、まだ懸案事項といえますか、継続中ということも確認させていただいておりますので、我々としては、そのように実地調査などを行いながら、今までやっていること、そして入湯税はあくまでも目的税ですので、その目的の用途たるものをしっかりと伝えていきながら、特に日帰り客の関係で実施できない状況にありますので、そういう方々にも1日でも早く理解いただけるように、粘り強く当たっていきたくて考えております。

高橋委員

平成21年度も歳入増がこういう形でなかなか見られないという状況だと思います。そういう中であって、代表質問でもお聞きしましたけれども、歳出のほうでは扶助費がやはりどんどん多くなるのだろうというふうに思っております。そういう中であって、21年度は、本当に収支均衡でやっていけるのかと非常に心配されるころなのですけれども、先ほどの市税の減収状況とか、傾向というか、見通しとか、そういうものにかんがみると、21年度の財政運営も厳しいというふうに思っているわけですけれども、この歳出のほうの考え方も含めて、21年度の財政運営の考え方を、もう一度お聞きしたいと思います。

財政部長

平成21年度の予算編成が終わってみまして、結果として見れば、財源不足は20年度の当初予算よりは若干少なくなつたのですけれども、依然として15億円という財源不足を起こしている予算でございますので、出発から相変わらず大変厳しいというふうに思っております。何と申しましても、7月に交付税の本算定がありますので、特に21年度につきましては、国のほうがいろいろな形でアナウンスして地方交付税の充実確保ということも言っておりますので、まずはそれがどういうふうに振られるのか、予算額を確保されるのか、その辺のところできく変わってくると思います。税金について今答弁がありましたけれども、財政健全化計画で見込んでいた税金よりは、ほぼ収支均衡といえますか、逆に若干数千万円ですけれども、いいほうに向いてもおりますので、税金のほうはある程度見込みどおりかと思っております。何をしても交付税のほうに注目しているところであります。

歳出のほうは、基本的には当初予算のほぼ範囲内で執行してまいりますので、そういう交付税の状況を見て、また歳出のほうも節約等について庁内に協力を求めていくということも、また必要かというふうには思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 35 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

私のほうからは、まず、福祉の関係でお聞きします。

「障害」の表記について

今、働き手の関係では雇止め、それから派遣切り、いろいろと雇用調整がかけられるたびに切られております。

私のほうでは、いわゆる障害者の就労支援といいますが、就労状況について気になっておりますので、その辺のところからお伺いいたします。

私のほうであえて障害の「害」を平仮名で「がい」というふうに記載をしました。よく私もそういう人と会う機会があるのですけれども、「害」というと何か自分たちは害があるみたいだということをおられて、よく片手間という言葉の中でなど、そういう問題が言われますが、私のほうでは「がい」という字を平仮名であえて記述していろいろと話をしたいと思います。その辺のところは、「がい」というのは平仮名で書いているけれども、「害」でないのかという指摘を受けました。その受止めはどうか。

（総務）総務課長

今、障害者の平仮名表記ということでお話がありまして、これは5年ぐらい前から取扱いについてマスコミも含めてその論議は高まってきたように思います。道内の市での取組状況として、法令用語ですとか固有名詞、そういうものを除いて、平仮名表記を使用する都市などが増えてきているというような感じは持っております。

小樽市の状況、実情といたしましては、現在のところ、表記を統一するという取扱いはとっておりません。ただ、数年前から福祉部の関係の部分で、事実上の試行的な意味合いといいますが、そういう形で平仮名の表現を實際上取り入れている部署は相当数あると思います。そういう實際上、試行的な意味で使っておりますけれども、そのことについて実はマスコミも含めて賛否両論があるのですけれども、特に批判的な意見というのは私のほうには直接届いておりませんので、流れとしてはそういうものが認められつつあるような状況にはあるのかとは、現状を見て思っております。

佐々木委員

そういう押さえで質問に入っていきたいと思いますが、昨今、今言いましたように、非常に働き手のところにしわ寄せが来ているという状況ですけれども、これについてまず聞きます。

2006年4月にいわゆる障害者の雇用の改正があったと思います。それをまず紹介してください。

（産業港湾）商業労政課長

障害者の雇用状況の改正が行われたということは承知してございます。

佐々木委員

正式名で言いますと障害者の雇用の促進等に関する法律が2006年4月に改正されて、施行されております。内容について承知しておりますか。

（産業港湾）商業労政課長

障害者の雇用の促進等に関する法律の中に、障害者の雇用率制度というものが設けられておりまして、例えば常用雇用者数が56人以上の事業所におきましては、全労働者に占める障害者の方の雇用率というのが1.8パーセント以上になければならないということが定められてございます。

佐々木委員

それは、もう一点あると思うのです。それはいわゆる国といいますが、それから地方自治体の雇用率なのですけれども、これは2.1パーセントというふうになっていると思うのですけれども、どうでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

障害者雇用率制度につきまして、若干補足して説明いたしますと、民間企業の中で特殊法人は2.1パーセント、国、地方公共団体で職員数が48人以上の機関は2.1パーセント、同じく職員数50以上の都道府県の教育委員会は2.0パーセントと定められてございます。

佐々木委員

そうになっていますけれども、万が一、未達成の場合の罰則ではないですけれども、その制限と申しますか、それは承知しておりますか。

（産業港湾）商業労政課長

未達成の場合には、障害者雇用納付金制度というものがございまして、未達成の企業につきましては、一定程度の納付と申しますか、罰金に相当するような制度ということで承知しております。

佐々木委員

そこで具体的に聞きますけれども、こういう法改正がされたという背景というものはいろいろあるのだろうと思っておりますけれども、どのように認識していますか。

（産業港湾）商業労政課長

厳しい雇用情勢の下ではありますが、障害者の方々もやはり働く場を求めると申しますか、そういった状況が多く起きておきまして、国におきましても、一定程度の企業の規模に応じて雇用というものを求めているということで受け止めております。

佐々木委員

それで、では具体的に地方公共団体、小樽市の場合で検証していきたいというふうに思います。

（総務）職員課長

市役所全体の身体障害者の雇用率ということでございますけれども、まず算出方法なのでございますけれども、実際にいる障害者数を基準職員数というもので割り返します。この基準職員数というのは何かと申しますと、全職員から特別職、市長、副市長、それから常勤監査委員、医師、助産師、看護師、保健師、さらに消防職員ですとか、選挙管理委員会の職員、議会の職員、監査委員事務局の職員、農業委員会の職員、こういったような一定の法令で定められた職員を除いて、それを基準職員数として押さえて、それで割り返して率を出しております。ちなみに平成18年度につきましては、市役所全体で障害者が34人おきまして、これを基準職員数の1,293人で割り返し、2.63パーセントとなっております。それから、19年度につきましては、障害者36人に対しまして、基準職員数が1,242人ということで2.90パーセント、それから20年度につきましては、障害者32人に対しまして、基準職員数が1,208人ということで、雇用率は2.65パーセントとなっております、いずれも2.1パーセントを上回っている状況となっております。

佐々木委員

心配でしたが、その辺のところは市のほうも経緯を見て、2.65パーセントということで十分キープしているということで安心しました。

万が一これが下回っているような状態になりますと、やはりいろいろと対策が必要なのだろうと思っております。

では、逆に今度は民間のほうについて掌握していれば教えてください。

（産業港湾）商業労政課長

この障害者の雇用につきましては、厚生労働省のハローワークが所管しておりまして、押さえている数値ということでは、ハローワークおたるの、小樽管内ということで答弁させていただきますけれども、同じく法定雇用率の状況でございますけれども、平成18年が2.0パーセント、19年が2.24パーセント、20年が2.29パーセントですから、法律で示されております1.8パーセントはすべてクリアしているというような状況でございます。

佐々木委員

これは、先ほどハローワークおたるということですから、小樽管内ということになるのですか。

（産業港湾）商業労政課長

小樽管内という範囲ですけれども、小樽市のほかに余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村が入ってございます。

佐々木委員

これもまたクリアしているが、ハローワークの所管ですが、市としての一定の指導といいますか、努力目標とか、そういうたぐいのもを、これからもとっていくのですか。

（産業港湾）商業労政課長

小樽管内全体の状況で言いますと、先ほど言いましたように国の法律はクリアされておりますけれども、56人以上の対象となる企業数が平成20年6月1日現在で79社ありまして、そのうち43社がこの率をクリアしているという状況です。ですから、まだ36社がこの法定雇用率を達成されていない企業ということでして、ハローワークといたしましては、これらの企業を1件1件戸別に訪問して指導等を行っているほかに、管内100件ほどの企業に文書での指導を行っております。

市といたしましても、ハローワークと連携しながら、事あるごとにそういった形で事業所のほうに啓発を行うとともに、障害者を雇用される場合の国の助成金等もございまして、そういった制度を紹介しながら、障害者の方が雇用の場につけるように努力してまいりたいと思っております。

佐々木委員

全道との比較とかがありますけれども、今、注意を払いながらやっていることで安心しました。引き続き御努力をお願いしたいと思います。

障害福祉と生活保護費関連について

次は、いわゆる生活保護費の関係で1点聞きたいと思えます。

今回、平成21年度予算でも支出の大宗を占めるのが民生費だと思います。民生費のうちでも障害福祉の関係と生活保護費ということになっておりますけれども、具体的に当初予算で見ますと、金額と占める割合、その辺を確認したいと思えます。

福祉部次長

ただいま御質問がありました福祉部関連の予算で生活保護費の扶助費につきましては、今年度90億円ということで、福祉部全体としては122億円ぐらいの予算になりますので、予算総体とすれば約70パーセント以上になるかと思えます。

佐々木委員

難しいことを聞いているのではないのです。当初予算で考えれば、民生費が213億円ぐらい、その今度は生活保護と障害福祉の関係でどういう割合になっていますか。

福祉部長

民生費全体に対する割合というのは、ちょっと所管外の予算もありますので、福祉部だけの話になりますと、今、次長が言いましたように、生活保護費の扶助費を90億円予算計上しております。そのほかに障害者関係等がございまして、二、三十億円の予算を計上しておりますので、120億円から130億円ぐらいがその扶助費関連ということで押さえておまして、福祉部だけの話をしますと、ちょっと数字を変更させていただきますけれども、全体では150億円ぐらい予算をいただいております。そのうちの7割方が扶助費関係ということで、その大半が生活保護の費用という形になっております。

佐々木委員

ここのところはそれこそ市長の御答弁ではありませんけれども、増えるところについては、この民生費の部分が
増えているわけですね。その辺の動向については数字としては押さえていますか。どんどん増えていっているの
ですか。

（福祉）地域福祉課長

生活保護を中心として扶助費の部分、対象者が増加傾向ということがありますので、右肩上がりで増えていっ
ているという状態にあります。

佐々木委員

それを押さえて質問しますが、2月11日付けで、これは朝日新聞に掲載された記事の内容ですが、
生活保護年間4,200人増、そして2008年12月、道内で14万2,500人という見出しで載っていました。道内で生活保護
を受ける人が増えている。この背景には世界的な不況と急速に進む雇用情勢の悪化が増加に拍車をかける。2007年
12月は13万8,321人だったが、2008年12月では4,255人増の14万2,576人に上った。これは派遣切りの影響で生活保護
を余儀なくされるケースも出ているという前提に立ってまして、市町村からいわゆる学用品や給食費の援助を受
ける子供たちも増加傾向にあるという全道的な押さえなのです。

そこで伺います。小樽市のこの動向についてお知らせください。

（福祉）生活支援第1課長

生活保護の増加傾向の小樽市の状況ということでございますけれども、北海道の状況については、今、委員のほ
うからお話がありましたように、その同じ時点をとらえて、小樽市の状況で言いますと、被保護人員については、
平成19年12月時点では5,315人、それから20年12月時点では5,436人、トータルで121人保護人員が増えております。

佐々木委員

そういうことで増えているという状況だということですか。

それでもう一つ、とらえ方として、全道の比較において保護率というのがありますね。保護率というのは、人口
1,000人に対しての受給者数ということで、ここところを基準にしているのですけれども、これもまた新聞報道で
保護率道内1の釧路市、そして派遣切り、日雇申請も多いという状況が載っていました。その辺のところを踏まえ
て、この保護率の小樽市の状況についてお聞かせください。

（福祉）生活支援第1課長

同じくそれぞれの12月時点での保護率のとらえ方ですが、まず北海道のほうでいきますと、平成19年12月、
保護率24.7パーミル、それから20年12月では25.6パーミルでございました。小樽市の状況で言いますと、19年12月
では38.3パーミル、20年12月では39.7パーミル、1年間を通して1.4ポイント増加しているという状況にあります。

佐々木委員

これは平均よりかなり上回っていますけれども、全道との比較というのはわかりました。目立ったところで地域
別ではちょっとわからないですね。他都市の状況というのはどうですか。

（福祉）生活支援第1課長

道内他都市の状況でございますけれども、全道的に見て、先ほど委員からもお話があった釧路市が平成20年12月
時点では46.6パーミル、それから三笠市が44.4パーミル、それから歌志内市が42.6パーミル、それから函館市が40.5
パーミル、そして5番目に小樽市が39.7パーミル、全道的にはそういう状況になっております。

佐々木委員

それで、先ほど言いましたように、この背景になるものの部分というのはどういうふうに分
析しているかということ、特に全道的な部分と、それから小樽市の状況についてどのように分析して
いますか。

（福祉）生活支援第 1 課長

先ほど申しました上位の部分については、釧路市や歌志内市等旧産炭地というような傾向が大きく影響しているということもありますけれども、一般的に平成 8 年度以降は、保護率、人員等も増えているということにかんがみれば、やはりこういう長引く景気の低迷、それに尽きるのではないかとこのように考えております。

それとともに今回、世界的な不況という中で雇用情勢の悪化に一層の拍車がかかったという中で推移しているのかというふうに考えます。ただ、小樽市の場合においては、先ほども申しましたけれども、昨年とこの時点を比べれば百数名の増員になっていますけれども、前年度といろいろ比較しても極端に増えているということではないのですけれども、いずれにしてもやはり景気の低迷ということと、それから低所得者の高齢者、そういう方々の増加というものが大きな要因ではないかと、そのように考えております。

佐々木委員

そういう全道的なものがあると思います。

それで、原課のほうで対応していて、これは小樽市の場合で言えば、課長が対応しているのだろうと思うけれども、本当に特徴的な状況というのを把握していれば、事例としてお聞かせ願えますか。

（福祉）生活支援第 1 課長

特に特徴的ということはないのですけれども、高齢化率が 30 パーセントという部分で考えたときには、やはり高齢者の割合というか、高齢者世帯の保護世帯が今後増えていくのではないかと、そのように推測しております。

佐々木委員

本当に困って相談をしに来るというか、そういうような身につまされるような状況というものはないのですか。

（福祉）生活支援第 1 課長

私は、相談室長を兼務しておりますので、直接相談内容を聞いたり受けたりもしています。確かに、福祉相談ということで受けますけれども、ほとんど 8 割、9 割が生活保護に関する相談というのが占めております。その中で考えたときには、やはり高齢者の方の単身世帯ということで、だれにも面倒を見てもらえないとか、施設に入らなければならないとかというお話もございますし、あと離婚をして子供 3 人、4 人も抱えて行き先がないとか、そういうこともありまして、いろいろなお話がございます。そういう中では、皆さん生活に困窮されて相談に来られるわけですから、その中身をよくお聞きしながら対応している次第でありまして、それぞれ身につまされる状況というのはたくさんあるわけですが、やはり私たちは客観的な立場でもって、法の趣旨に照らした中で対応していきたいと、このように考えております。

佐々木委員

冷たいな、何か。いろいろ聞くけれども、結果的にはそういうことになって、その辺のところはいろいろあるのだろうけれども、やはり小樽市が掲げている弱者に優しいというか、こういうところは必要な部分だけれども、いつも出ている生活保護をもらっていて何かいい暮らしをしているとか、こういう話は耳に入ってくるわけだけれども、本当に困っている人はやはりしっかりと見極めていくということが大事なだろうと思います。そういう面では、生活保護については、今のところは微増という押さえだけれども、やはり緊張感を持ってやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それで、最後に 1 点だけ。

子供の権利条例について

代表質問で子どもの権利条例に関していろいろと質問しやりとりをしてきました。御答弁を聞いていて、どうも趣旨というか、この辺のところは違っているというふうに思って述べたのです。それは、これまでで従前からいろいろと問題提起をしていて、現在、小樽が取り組んでいる内容等については承知しているつもりなのです。もう一回確かめたいと思っているのは、子どもの権利条約の精神というものは、子供の意見表明だけではなくて、子供に

とって最善の方法を考えていく。それはだれに与えられるかということ、それを大人社会の中で子供をしっかりと、人格を持った子供ですから。どうもこの話を出すと権利と義務の話が出て、子供に義務をつけるのだとかという話になりますが、そういう精神の部分についてしっかりとやはり確認する必要があるというふうに思ったところなのです。だから、私のほうで質問の趣旨は前から言っていますけれども、なぜ子供の権利条例が必要なのかということについて問題提起したのは、子供に関してより効果的で実効性のある施策を推進するには、子供の権利、総合的な健全育成について小樽市の実情に応じて基本理念の枠組みを定めて、そしてそれに基づいた施策を統一的、体系的に展開する必要があるのではないかということをおのほうでは訴えてきているわけです。

その実例が、それを生かした形になっているのが、小樽市次世代育成支援行動計画で、これは国の指導に基づいてつくられました。平成21年度で終わりになって、22年度からこれはまた進めていくというのが今回の予算の中に出ています。策定の予算が出ていますね。だから、やはりこういう形で啓もうしているだけではなくて、一歩前へ進めていくという形で質問をしているところなのです。大人社会の中でもやはり一つのルールをしっかりと持って子供を育てていくということが精神ですから、そういう面で現状の中で、一歩進める形で検討委員会をつくりながら、策定に向かって検討を重ねていただきたいというふうに提示したのです。

そのこのところを、市長の御答弁では、気持ちはあるのだろうというふうに思っているのですけれども、なかなかうまくできていないところに研究してといいますか、御答弁の中ではこういうふうに答えています。「なお、条例制定に向けて今後の取組であります。道内において条例を制定した自治体はまだ少数であることから、今後、未制定の都市などの動向調査をして」ということでしたけれども、やはり進んで頑張っているところといいますか、そういうところとも相談しながら、見ながらしていくということですから、この意図するところは、どうもちょっと後ろ向きになっているという印象があったので、もう一度これについて市長のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

その前段に述べた、いい機会だというのは、新しい総合計画も21年度がスタートなのでしょう。スタートであるから、やはりスタートに合わせてこの取組も段階的にしっかりと進めていくというふうな思いを持っていたものですから、それはいかがでしょうか。

生活環境部長

子どもの権利条約にかかわってのお話でございます。まず、この条約の精神というお話がございましたが、精神といいますか、条約の条項に記載されていることについては、それぞれ福祉分野であったり、又は教育の分野、そういう分野にまたがるかと思えますけれども、条項をそれぞれの子供の基本的人権の保護・尊重ということについては、それぞれの分野でまた対応がなされているというふうに思います。

そういう中で、子供の人権について統一的、体系的に集約していく必要ということでの条例制定というお話でございましたけれども、今私どもはこの子どもの権利条約批准後にこの条約の精神について周知徹底を図っていくということで事業を展開してきているわけですが、やはり市民の子供の権利に対する理解度が高まるということがなければ、いくら条例を制定するという動きをつくっていても、さまざまところでまた混乱が生じるのではないかとこのふうにも思っています。

また、私ども市の条例制定に当たっても、ほかの都市の状況といいますか、そういったものも勘案をした上で我々の動きも定めていく必要があるというふうに考えておまして、その点では市長が本会議でも答弁をしておりますように、今の段階では札幌市は昨年10月に市議会で決決になって、やっと平成21年度に施行というような状況を迎えているということもございまして、道内の主要都市でもまたこの条例制定の動きがあるということは、札幌市以外では聞いてはいないということもございまして、そういった各都市の動向も踏まえながら、小樽市の状況等を勘案して私どもの今後の対応を考えてまいりたいというふうにも思っているところでございます。

佐々木委員

それは答えているとおりなのです。だから、その精神で私が条例を制定するという本旨は、やはり行政が子供たちに向かったの条件整備といいますか、こういうところもしっかりとしていかなければならないのではないかなということなのです。だから、その辺で考えれば、現在、小樽市の場合は連絡会議で啓もうしていることだけが今の御答弁の中で出ていましたけれども、条例をつくっていく、この過程が大事だと思うのです。だから、札幌市の場合であれば、市民の人たちから制定していく状況等も踏まえて、前向きに権利条例に向かってつくり上げていくということだと思うのです。だから、今のお話を聞きますと、情勢を見ていて前向きにスタートする、今は啓もうをしていて、これが大事であり、他都市もまだできていないからというのではなくて、それはやはり小樽市を挙げて子どもの権利条約の精神を生かして施策に反映していくということの部分をやはり持っていくべきだというふうには私は思うのです。そういう面では、完成するまでには時間はまだかかるとは思いますが、そういう前提に立って、今ある連絡会議といいますか、そういうあたりの策定に向けての検討委員会といいますか、そういうものを含めてどうですかということをお聞きします。

生活環境部長

条例制定ありきで動くということになるのかどうかということがあるかと思うのです。やはり先ほども申し上げたとおり、子供の基本的な人権の保護・尊重に関して現状においてそれぞれの分野でどういう対処がなされるか、対処ができるかということがまずあって、その中で体系化の必要性ということが市民の中からも声として上がってくるということがあれば、これはやはりそういう制定に向けた動きというのもつくっていかねばならないというふうに考えていますし、市民の中での周知啓発は進めておりますが、条例の制定という声は私どものほうでは受け止めておりません、そういうことを市のほうが先駆けてやるということについても、その気運というものはまだ醸成されてはいないというふうに考えています。また、子供の権利についての連絡会議というのも毎年 1 回ではありますけれども、開催をして情報交換を行っておりますので、今そういう中でも条例制定に向けての意見なども聞いてみたいと、このように考えております。

佐々木委員

そういう声、制定に向けての声がないというふうに今押さえたのですけれども、制定に向けての声というのは届いていないということですか。

（生活環境）青少年課長

今の制定に向けての市民のお話の件ですけれども、以前にも答弁させていただいておりますけれども、人権擁護委員協議会ですとか小樽市 P T A 連合会、それから総連合町会あるいは全市の子供連絡協議会、それから小樽市内の各町会の子供会の代表者が出席の下に懇談会を開いたときに、その辺について部長が答えましたように、まず条例を行政が先駆けてつくっていくという前に、市民の意識づくりを急ぐべきではないのかと。そういうことが大切なのですよというような御意見があったものですから、小樽市は今それに沿った啓発ですとか、また条約の趣旨に沿った各種の事業を展開している最中なのです。そういうことですので、御理解いただきたいと思えます。

佐々木委員

だから、市が条例を市の責任においてつくっていくというふうには、つくるためにはさまざまなところからの意見をいただきながら、市がリードしていくというだけで、ほかの事例では研究会をつくって、そこが一つの諮問という形をして、そしてつくっていくという経過もありますから、今の話でいきますと、いや、市が責任を持ってつくれということをお私には言っているのではないのです。いろいろな都市でのつくり方というのは、その辺のところを十分調査をしてやっています。今私のほうで言っているのは、市でつくれということではないのです。つくり方もいろいろな形がありますから、それを見るためには、いわゆる制定の仕方というのはいろいろな形があります。札幌市のように、スタートは市がリードしている部分については、いわゆる有識者も含めて制定に向けてどんなことが

できるのかということの検討会を立ち上げたということがあるのです。そういうところを含めて、私のほうでは押さえているところだったのですけれども、どうですか。

生活環境部長

繰り返しになる部分もございますが、そういうことも含めて、今後未制定の都市が北海道内でも数多くあるわけですから、そういう都市の動きというのですか、どのような形で市民の声を集約していくか、そういうことも含めて調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

それで、先ほどのお話ですと連絡会議は年に 1 回程度ということなのですね。私のほうでもこれは一つのテーマにしておりますから、これからも議論していきたいというふうに思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

吹田委員

それでは、質問は余り重複しないようにお聞きいたします。

公会計財務 4 表について

まず、先日の本会議で、財政の内容を市民の皆さんにお知らせすることができないのかと、質問させてもらった中で、公会計財務 4 表について、国から示されるモデル様式をベースに作成し、平成 21 年度中に公表したいという御答弁だったのですけれども、このバランスシートなり、それから資金収支計算書、また行政コスト計算書、純資産変動計算書、こういう四つのものなのですけれども、これは市民が内容を見た場合に何を理解することができると思いますか。

（財政）財政課長

いわゆる公会計財務 4 表についてでございますが、貸借対照表、バランスシートでございますが、これは地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示すものでございます。それから、行政コスト計算書でございますが、例えばこれは人件費等の人にかかるコストですとか、あるいは物品費等の物にかかるコスト、こういったものの地方公共団体の経常的な活動に伴うコストと、使用料・手数料等の収入を示すものでございます。それから、純資産変動計算書につきましては、地方公共団体の純資産、一会計期間にどのように増減したかを明らかにするものでございます。それから、資金収支計算書につきましては、現金の流れを示すもので、地方公共団体がどのような活動に資金が必要とされているかを説明するものでございます。

吹田委員

この形のものというのは、作成にあってはどの程度の時間的なものとか、労力とかがかかるものなのでしょうか。

（財政）財政課長

現在、いろいろ他都市等の動向ですとか、あるいは公認会計士等を招いて勉強会、研究などを進めていますので、どれくらい時間がかかるかというのはちょっと想定できませんけれども、答弁にもございましたとおり、総務省の通知により 21 年度中に示すということになっております。その辺から考えまして、資産の評価、特に売却可能資産の評価ですとか、例えば税等を含めた債権の評価、こういうものにはかなり時間がかかる難しいものと考えておりますので、ちょっと時間的なものは明らかにできません。

吹田委員

一応平成 21 年度中ということですので、できれば大体いつごろとか、例えば何月くらいには出るとか、そういうふうな感じの時期についてはいかがかと思えますし、また私のほうでは、こういうものは、やはり内容的に大変難しそうな感じがしますので、例えば市民の人たちが見て、こういう形でこうなのだとかよくわかるような、そういう

コメントも必要かと思えます。また、それに当たっては、やはり私としては例えば21年度に出しますということであれば、例えば5年前とか、10年前とか、そういうものにつきまして、そのときはこういう数字が出ていた、こういう内容でしたということを出していただくのがいいのかと思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

（ 財政 ） 財政課長

まず、1点目といたしまして、平成21年度中のいつごろ出すかというふうなお話でございますが、いろいろな官庁会計のものを企業会計の形に表すということで、いろいろな困難、苦勞も予想されますが、何とか年内、12月ぐらいには出したいというふうに考えております。

それから、コメントも必要というふうな御指摘でございますが、本来の目的は当市の財政状況をよりわかりやすい形で市民の皆様にご覧いただくというような趣旨でございますので、わかりやすいような形のコメントもつけ加えたいというふうに考えております。

それから、10年前とか5年前とかとの比較も示すべきではないかというお話でございますが、委員がおっしゃるように今の状況と過去の状況がありまして、今の状況はこういうふうに変った、こんなふうによくなった、あるいは悪くなったということを示すことが一番わかりやすい比較だと思いますが、先ほど申したとおり、債権の評価ですとか、あるいは資産の評価ですとか、そういう困難さがありますので、10年前、5年前のものを出すための試算をすることはちょっと困難になりますので、それはできませんけれども、まず21年度に、20年度の決算に基づいたものをつくってみて、それから次の年度、それからまた次の年度という形でつくっていきますので、そういう形で経年変化ということを示していきたいと、このように考えております。

吹田委員

こういう形のものというのは、今まで私としてはあまり出たことがないと思えますので、ぜひ原課の方で努力いただいて、なるべく早くに示していただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

定額給付金について

続きまして、定額給付金についてなのですが、まずお聞きしたいと思いますのは、定額給付金につきましては、全体的な事業として準備の段階で9,700万円ほどの事務費が計上されたのですが、こういう中で、世帯単位で給付するというのですから、そのためにはどのようなところからそういう情報を取り入れてやるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

あくまでも定額給付金は住民基本台帳を基に実施しておりまして、それと外国人登録者を2月1日現在のデータを基にしてリストをつくりまして、それから異動の部分も加味いたしまして、基本となるリストをつくっております。

吹田委員

基本的に住民基本台帳というのは、どこでも恐らく同じようにやっていると思うのですが、私のほうでいろいろとあちらこちらに聞いたりしますと、今、全国的にはそういうものに対応できるようなソフトがいろいろ開発されて、皆さんが頑張っているということなのですが、そういうのを聞きますと、何か出すのは決まっていますので、そういう面ではソフト一つで40万円程度だという話をしているのですが、今回、そういうものにかかわる費用として、どの程度かかると想定しているのか、いかがでしょうか。

（ 総務 ） 情報システム課長

今、委員から御質問がありましたけれども、小樽市の場合、今回、定額給付金の業務に要する住民基本台帳を含め、ほとんどの業務の、一般的な対応という部分では大型コンピュータで処理していますけれども、今おっしゃいましたパッケージソフトという言い方をされるものだと思いますけれども、委員がおっしゃったような金額ですと

か、もう少し高いものとか、いろいろな段階があると思うのですけれども、小樽市の大型コンピュータですぐにそれを運用するというわけにいかないものですから、現在、定額給付金用の事務に対応しましたパッケージソフトとして開発されているもの、サーバといいます小型のコンピュータで使用するものしか出ていないと思います。それで、小樽市の大型コンピュータの場合、そのままの形式ではこれらのパッケージソフトとデータの互換性が無いものですから、パッケージソフトで利用できるように、こちらの住民基本台帳で持っているデータを変換したりですとか、あるいは加工したりですとか、そういうような作業が必要になってきます。その場合にはパッケージソフトを導入するほかにも、そういった変換ですとか、加工するための費用がかかるというような形になってまいります。

それで、今回の定額給付金のシステムの構築に関しましては、現在、小樽市のほうで日常的に使用しておりますシステム開発のノウハウの必要な大型コンピュータを中心にしたシステムで、例えば申請書の印刷ですとか、紙折りですとか、封筒詰めですとか、発送までの付随した一連の作業を一体的に行うことで、作業の手間ですとか時間とかも短縮できるといったものでございます。

吹田委員

今回のこの関係の業務については、入札等を行ったのでしょうか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

システムの構築等の部分でございますが、今情報システム課長が説明したような理由がございまして、随意契約で行っていきいたいというふうに考えております。

吹田委員

そうしますと、最初からここにかかわっていた業者がやるという状況になりますか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

それで、先ほど情報システム課長からも説明がありましたとおり、小樽市の電算システムに今までかかわってまいりました大型コンピュータそのままの形式で使えるような業者に委託しようというふうに思っております。

吹田委員

今回のこの予算の関係でございましてけれども、この9,700万円というのは、国が小樽市にこの範囲で使っていいというふうに来たものですか。それとも、これはこちらで見積もった全体の事業費が9,700万円で、例えば5,000万円できた場合に、余ったもらえるものなのか、返すものなのか、それとも請求が5,000万円しか行かないのですか。これについてはいかがでしょうか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

あくまでもこちらのほうでさまざまな費用を積み上げたものでございまして、国のほうから事務費ということで10分の10の補助がございまして。ただ、職員の本給でありますとか、それから備品購入費というのは除かれますので、それ以外の部分で積み上げた事務費でございまして、この分が全部国から補助されるというふうに考えております。

吹田委員

ということは、その積算した金額は来る、それとも実際にかかった費用が来る、どちらでしょうか。

定額給付金給付事業等実施本部総務班長

実際にかかりました費用を精算して、その分が補助されるということでございます。

吹田委員

それで、定額給付金の本題に入りたいと思うのですけれども、私はこの定額給付金については大変問題があると思っております。なぜかといいますと、今、全国民に対して払うのは全部税金でやりますとか言っていますけれども、私はこれは大変子供の教育にとってよくないと思います。子供に何を教えるかということ、お金は大切だと。1円も無駄にしてはだめだと、これが基本なのです。ところが、今回の定額給付金は、来たものは使いなさいと。

もっと上積みして使いなさいと、こういうことを一生懸命言っているのです。麻生首相が言っているのです。私はこれは確かに景気対策の部分もあるかもしれないですけども、私がお金を大切にするという日本人の基本的な部分をずらしたものだと思います。なおかつ、人からもらった金だからいくら使ってもいいのだという形ですね。やはり自分で汗水を垂らして得たお金でしたら、そんなに使えるものではないと私は思います。

そういうことがあるのかと思うのですけれども、そういう中でお尋ねしたいのですけれども、先日、私の代表質問の中で、市民に対して定額給付金を何か別の使い方を提案したらどうかということをお聞きしたのですけれども、今日の新聞に寄附を求める方法を検討しているという自治体が、札幌市、三笠市、利尻町、新ひだか町、新得町、大樹町、弟子屈町、別海町、羅臼町などが検討していますということでございまして、この中では札幌市なども寄附をお願いすることができないかどうかということを一生涯懸命やっています。また、弟子屈町などは何とか学校を建てたいので、皆さんに声をかけて学校建設基金に寄附してもらいたいということで、具体的にお願いの文書を入れるということをやっているのですけれども、小樽市の場合は、今も学校の耐震化の問題ですとかいろいろなことがあって、それこそ予算がなくて耐震化も前に進まないというのが現実だと私は思っていますので、そういう面では、そういう形のことで声をかけていただけるのかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

市長

本会議で話しましたけれども、今回の定額給付金の趣旨は、疲弊している地域経済のため、あるいはまた消費を拡大しようという趣旨ですから、それはそれに使ってほしいと思います。もらった人が市役所に寄附するというのであれば、それはいただきますけれども、あえてこちらから寄附をお願いしたいということは申し上げません。ぜひ消費に使ってもらいたい、そして地域経済を活性化してほしいと思います。

吹田委員

これにつきましては、やはり基本的な考え方のスタンスが若干違いますので、意見の一致が見られないような感じもしますが、まだ支給は5月の後半に恐らくなると思いますので、ぜひその辺のところを再度御検討いただければと思います。これは希望でございます。

子育て支援センター拡充について

続きまして、地域子育て支援センター事業についてですけれども、今、小樽市では子育て支援センターというのがあるのですけれども、この活動している内容について確認したいと思います。

（福祉）子育て支援課長

現在、小樽市内に2か所ございます子育て支援センターの活動状況ですけれども、奥沢保育所に併設されております子育て支援センター「げんき」、それから赤岩保育所の建物の中にございます「風の子」、この2か所ですけれども、主に奥沢保育所は保育所本体と併設をされている関係で、そのこのスペースを使いまして、地域の子育て中の親子を集めまして交流事業を行っております。

それから、各種子育て相談の対応ですとか、あるいは子育て支援センターから外に出ていきまして、地域の町内会館を会場といたしまして、その会館付近の子育て親子を対象とした交流事業といったことを行っています。今、申し上げたものにつきましては、いわゆる出向き事業と申しますけれども、町内会館に出向いての事業などは赤岩保育所の子育て支援センター風の子のスタッフもあわせて活動をしています。最近では、保健所で健診等を行う機会がありますので、そういった待合いの場面で親子に対していろいろと子育ての情報提供をしていく活動もしています。

吹田委員

今、地域の子育て支援センターにつきましては、活動も大変一生懸命されているということは理解していますけれども、私は先日の質問の中で述べましたが、今、国のほうで子育て支援センターを活用して家庭の子育て支援をします。なおかつその中では、一時保育的、今日ちょっと子供を預けたいという方を対象としてやるためには、広

さが必要なのです。やはり一番確実なのは子育て支援センターだということを国は考えたのだと思うのです。そういう意味で、私はこの子育て支援センターをもう少し積極的に拡充をして、そして市民の小さな子供たちの子育てにかかわってのさまざまなことについて、バックアップできるようなセンターにしてはどうかと、先日もお聞きしたのですけれども、今日また、そのことについてもう少し前向きな御答弁をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

先ほど申しあげました子育て支援センターを拡充するというので、そこで一時預かり等を行うというようなお話ですけれども、実際に今あります子育て支援センターは、通常地域の親子を集めて交流事業などをしておりますので、新たに子供を預かるなどのスペースは限られております。したがって、今後、例えば場所を増やす、面積を増やすといったような部分については、現状ではやはりなかなか難しいのではないかと考えています。

今後、全くそういった計画がないかどうかということになるのですけれども、国のほうでは示している内容といまして、例えば平成21年度から新たな事業展開をするというような方向性も示されております。それを見ますと、現在この一時預かり事業というのは、民間保育所でしか行えないような内容になっているのですけれども、新たに市町村が適切と認める先に委託などを行うという新たな地域密着型のスタイルも示されてきております。そういった中で、実施場所としても子育て支援センターだけではなくて、例えばそのほかの公共施設あるいは駅ビルですとか商店街、そういった施設も対象となってまいりますので、小樽市としてもちょうど第6次総合計画の中に子育て一時預かりの場所の開設というような項目も設けてございますので、今後そのあたりは検討してまいりたいというふうに考えております。

吹田委員

ぜひこの辺につきましても、やはり安心して家庭で子供を育てられるということも大変大切なことですから、このことにつきましても、できる限りそういう意味で力を入れていただきたいと思います。

生活保護世帯、母子世帯の動向について

続きまして、私は先日の代表質問の中で、生活保護の自立支援についてお聞きしたのですけれども、現在、生活保護の過去5年の状況につきまして、生活保護世帯の動向、また私はこの中の母子世帯の動向をお聞きしたいと思います。この辺につきまして、現在どうなっているのか、いかがでしょうか。

（福祉）生活支援第1課長

生活保護における状況、母子世帯の状況も含めてということで過去5年の経過ということで御質問がございましたが、数字的なものでまず言いますけれども、平成20年度はまだ途中でございますので、1月末現在の状況ということで、まず第1点として世帯類型別の推移について申しますけれども、被保護世帯数は、16年度が3,210世帯、17年度が3,318世帯、18年度が3,466世帯、19年度が3,594世帯、20年度が1月末現在ですけれども3,694世帯となっております。そのうちの母子世帯の数については、16年度が425世帯、12.5パーセントを占めております。それから17年度が415世帯、これも12.5パーセントを占めております。それから18年度については435世帯、12.6パーセント、19年度は457世帯、12.7パーセント、20年度は454世帯、12.3パーセントということで、全世帯に占める母子世帯の割合については、構成比で言えばそれほど状況に変化がないというふうに押さえております。

それから、自立というお話がございましたので、子どもにとらえとしては、自立したといいますが、廃止になったというような観点から過去5年間の廃止世帯の状況でございますけれども、16年度に廃止になった世帯は314件で、そのうち母子世帯については57件です。それから17年度については290件のうち53件、18年度については298件のうち37件、19年度については293件のうち46件、20年度は1月末現在ですけれども、291件の廃止のうち母子世帯については38件でありました。

それで、自立ということで考えますと、母子世帯の方が働きに出たとか転出したとか、いろいろな要件がありま

すけれども、いずれにしても稼働収入が増えたことによって廃止に至ったという件数の母子世帯数で申しますと、16年度は18世帯、17年度は15世帯、18年度は9世帯、19年度は18世帯ありまして、20年度については今のところ12世帯、そのような状況になっております。

それから、生活保護の状況ということで、申請状況ですけれども、これは申請についても開始決定日時の違いでトータルではちょっと合わない部分もあるのですけれども、16年度、申請件数が387件で開始件数が370件ございました。それから、17年度については503件の申請がありまして453件の開始となっております。18年度については478件の申請がありまして442件の開始がありました。19年度が429件のうち412件、それから平成20年度1月末現在ですけれども、415件のうち373件が開始になったということで、大変申しわけありませんけれども、この中で母子世帯の数というのはちょっと拾いきれなかったので、御了解願いたいと思います。

それからもう一点、自立支援の観点から就労ということで、その部分についての取組なのですけれども、私どもは就労指導員を配置した中で取り組んだ成果として、16年度は302件就労指導しまして、そのうち就職したのが132件ということで、就職率が43.7パーセント、同じような考えていきますと、17年度が261件のうち119件で45.6パーセント、それから18年度は284件のうち89件で31.3パーセント、19年度については205件のうち69件で33.7パーセント、20年度の1月末現在ですけれども、230件のうち63件で27.4パーセントです。これには母子世帯も含まれていますが、母子世帯の部分の数字については押さえがないので申しわけありません。

以上のようなところが生活保護の過去5年間における状況となっております。

吹田委員

本日提出していただいた資料を見ますと、まず就業指導員の関係で、就業指導はしたのだけれども、そこで最終的に就業された方々の人数、就職率を見ますと、どんどん下がっています。こういう方々が仕事をする場所がないのだということが基本的には数字として出ているのかと思いますし、また、これは保護廃止世帯の状況にかかわっての主たる理由としてその他というのに大体半分ぐらいの方が入っていますが、これは大体どういうものが入っているのでしょうか。

（福祉）生活支援第1課長

廃止に至るその他という中で大きなものを占めるのは、やはり結婚とか施設入所、それから親類・縁者の引取り、それから何らかの基準が超過したとか、そういうようなものがその他の多くを占めております。

吹田委員

私は、先日も代表質問で話したのですけれども、やはり特に母子世帯については生活保護を受けていない方々でも非常に生活のレベルが低い方が多くて、私は何とかそういう人たちに、子育てをしながら、ある程度の生活をしてもらいたいということを常日ごろ考えてございます。そういう面ではそういう方にはこういうふうに行政が直接かかわっていないのですけれども、やはりここでは生活保護の方は直接かかりますし、ケースワーカーもございますし、こういう形で指導員もついているということなのですけれども、これに力を入れていただいて、生活保護費といったものがかからないようなそういう体制をつくっていただくのが一番だと思いますので、その辺のところにつきまして、さらなる努力をいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（福祉）生活支援第1課長

私ども生活保護の原課の立場から申しますと、生活保護法の中ではやはり自立の助長と、そういうこともありまして、国のほうにおいても政策的に自立支援プログラムを策定するという指導もなされ、私どもは委員もおっしゃったような形でもってそれぞれ就業をするべく努力している次第でございます。母子家庭に限らず、私どもは生活保護全般ということで稼働年齢層にかかわる方については極力働いていただく、元気であれば当然働いてもらわなければならないわけなのですけれども、現状としては、やはり自立支援の就労支援のプログラムにのせるなり、それから現状の就業指導員を配置していますので、それらの活用を図る。そして、なおかつハローワークと連携をも

っと強化して、何とか自立に向けた取組をやっていきたいと、そのように考えております。

吹田委員

それと、生活保護については最後の質問にしたいと思うのですが、特に生活保護の母子世帯の方々からよくお話を聞くのは、一生懸命働いて収入があっても、その働いた分が保護費から完全に引かれてあまり残らないのだということです。現在収入が多い少ない、そういう皆さんが実際に就労して入ったお金について、どの程度が保護費から引かれるような仕組みになっているのですか。

（福祉）生活支援第 2 課長

就労に伴う収入があった場合に、保護費は当然減額されるわけなのですが、働いた収入が全額減額になるというわけではなく、基礎控除といいまして、収入の金額に応じまして段階別に控除されるという仕組みがあります。そのほかに、収入を得るための必要経費ということで、例えば交通費であるとか、あるいは社会保険料であるとか、そういうものが引かれた場合についてはその引かれた分を丸々控除すると手元に残りませんので、実際には収入があっても手元で使えるお金ではありません。

先ほどの基礎控除の部分なのですが、段階でもって金額が決まっています、5 万円の収入があった場合については 1 万 5,220 円が控除されます。それから、10 万円の収入があった場合については 2 万 3,220 円となっています。最大で 20 万円を超えると 3 万 200 円ということで、これが上限になっております。

吹田委員

20 万円の収入があって生活保護ということになると、どういう形なのか、家族の人数なのかと一瞬思ったのですが、どちらにしましても、私はやはりそういう面でもぎりぎりのレベルのところにあるのだと考えますと、やはり 1 週間働いたら少しでも収入になるというのは、それが物すごいエネルギーになっていい方向に向かうと私は思います。この辺については国の制度もあると思うのですが、この辺についてもやはりさらなる研究をしていただいて、生活保護を受けている方がいい方向になれるようにぜひお願いしたいと思います。これについては、私の要望でございますから、御答弁は要らないです。

学校適正配置計画について

続きまして、学校適正配置計画についてなのですが、今回計画の素案が出ておりますけれども、これにかかわって、この学校適正配置については、そもそもいつから今のこの状況に進んでいるのかと思うのですが、これまでの経過について説明をお願いします。

（教育）山村主幹

子供の数が少なくなっているということで、平成 11 年に小樽市としては適正配置計画について取組を始めております。最初、中学校を対象にして計画をつくり、そして行いました。

吹田委員

この始まりましてから、いろいろな論議があって、また、ある部分は計画案を取り下げたりということもあったのですが、ここに来て、あるときは具体的な学校名を出して、ここをこういう形にするとかという項目が、それは全体のものではなかったのですが、そういうものもあったのですが、今回こういう非常に長い期間をかけて、何か私たちのきつくないような時代になるような、これだけの長い期間をかけてこの計画をつくらなければならないということは、どういう形で考えてやったのでしょうか。

（教育）山村主幹

昨年 12 月に、「これからの学校規模・学校配置の適正化計画のフロー」では 15 年間という例示をしております。実はこれについてでございますけれども、昨年の地域懇談会に向けて教育委員会の計画策定に当たっての基本的な考え方を 20 年 6 月にまとめております。そこでは望ましい学校規模のあり方、地区を単位とした検討・協議、そして将来を見据えた学校の老朽化・耐震整備への対応、この三つの観点を示しています。そのような観点を踏まえて、

全市を対象とした今後の学校再編の計画ということから、中・長期的な計画期間の中で順次進めるとして、地域に説明をいたしました。

そういう中で、全体計画を策定する中で、15年という期間の中で順次実施をしていきたいということで考えております。

吹田委員

要するに、これは学校適正配置等調査特別委員会で報告されるのですが、このままいきますと15年も続くのだと。大変失礼ですけれども、15年といいますが、今小学校、中学に入っている子供たちが親として説明の対象になるのです。私にすれば、そういう人たちの意見を聞いたかどうかというぐらいです。今、全然関係のない人の意見を聞いてやりますというような感じになってしまうのかと考えるのです。やはりこういうものは、今なぜこの学校適正配置をやらなければだめなのかという基本的なスタンスを考えれば、もう少しスピードがあってもいいかと思えます。今論議している人たちが実際にそこにかかわってやれるようなところまでが計画であって、もう何か全然先の話をも今の人たちが責任を持ってどうしますなんていう話ではないのではないかとこのように私は思います。現実の問題ですから。そういう面では、この辺の基本的考え方について私はそういう期間を設けましたと言ったって、15年後に終わるということですから、そういう状況のものでというよりは、私は今の子供たちに非常に問題がある、困っているという今ここに書いてあるのは、1学級であったら、9年間は同じクラスで過ごすのだということを行っているわけですね。そういうような状況にありますから、私はこれはもう少しスピード感があってもいい、皆さんの御理解を得ながらというのは大事ですけれども、スピード感も必要と思うのです。私は、市長が公約の中でスピード感を持ってという言葉は別なところで使っていましたけれども、私はこれにこのスピード感が必要だと思うのですけれども、その辺については教育委員会はどのような考えなのでしょうか。

教育部長

12月の学校適正配置等調査特別委員会の中でも考え方を申し上げさせていただいておりますが、一つは41校、市内全域でやらなければならないということと、それから地区単位で五つのブロックに分けて議論を進めていきたいということで申し上げております。今委員が言われるように、15年間議論してそれから始めるなどというふうには全然思っておりませんが、昨年7月の懇談会の中でも、もちろんスピーディーにやれという御意見もいただきましたけれども、もう一方では地域の学校はやはりこのまま残してほしいという御意見もある中で今後進めていくわけですから、私どもはある意味では十分地域と話しながら、もう一方では今御意見がございましたスピーディーに進めなければ少子化はどんどん進んでいるわけですから、その部分も踏まえて今回素案を示し、新年度に入ってから、地域での議論を進めていきたいというふうに思っております。

吹田委員

私がここで一番危くしているのは、前期と後期がありまして、前期でやったところをまた後期になったらこちらのほうと、それが全体をやるけれども、時間的にこうやるのか。全体を決めておいて、皆さんとこうやって決めておいて、そしてただし時間がかかるから、この地区については、こういうふうなこれでやるのだと。それとも、このエリアは7年とか8年で、次のときはこういう形でやるといった、この辺の基本的な進め方というか、こういうのは分けてしまうと、また問題になるのかと私は思うのです。この辺の基本的な考え方について素案にいろいろと書いていますけれども、私としてはアバウトな動き方についてそういう問題があるかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

教育部長

学校適正配置等調査特別委員会で報告ということになっているものですから、内容についてはまだ十分には話させていただいておりませんが、六つのブロックにはさまざまな要件があります。ですから、単純に前半後半という意味ではなくて、やはり地域的には作業を急がなければならない学校というのものもあるわけですから、そういった意

味で前半後半という分け方をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

吹田委員

どちらにしましても、この問題は、今の情勢ではどうしてもここを進めなければならない状況にございますので、さまざまな形の中で、各学校が自分のところがなくなるということは、反対運動だけで対応するようなことも実際でございますので、それはやはり全体で考えるようにということを市民の皆さんにきちんと説明し訴えて、そしてこの問題については全体で小樽のために学校をどういうふうにするかということの合意を得られるような、そういう方法をしっかりと前回のものを糧にしましてやっていただきたいと思うのですが、ぜひそういう形でこの問題を積極的に進めていただきたいと思います。これについては御答弁は要りません。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。